

予算決算委員会文教厚生分科会 会議録

日 時 令和5年9月20日（水）

午前10時00分開会、午後5時17分閉会

場 所 第2委員会室

1 開 会

2 委員長挨拶

3 協議事項

(1) 付託された議案の審査

- ①認定第1号 令和4年度土浦市歳入歳出決算の認定について～一般会計歳出中第2款（総務費）（第1項（総務管理費）に限る。）、第3款（民生費）、第4款（衛生費）（第1項（保健衛生費）に限る。）、第9款（教育費）、特別会計（国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計）、実質収支に関する調書（国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計）

4 閉 会

出席委員（7名）

委員長 矢口 勝雄
副委員長 田中 義法
委 員 吉田 千鶴子
委 員 勝田 達也
委 員 福田 勝夫
委 員 平岡 房子
委 員 根本 法子

欠席委員（1名）

委 員 鈴木 一彦

説明のため出席した者（23名）

保健福祉部長	羽生 元幸
社会福祉課長	坂本 英宣
障害福祉課長	白田 博規
高齢福祉課長	刈山 和幸
国保年金課長	武井 衛
健康増進課長	水田 和広
こども未来部長	平井 康裕
こども政策課長	菊田 宏巳
こども包括支援課長	佐藤 千加子
保育課長	野中 佑起男
教育部長	望月 亮一
参事	中島 健一郎
教育総務課長	塚本 富美代
学務課長	塚本 耕司
学校給食センター所長	小池 政幸
生涯学習課長	佐賀 憲一
図書館長	武藤 知子
文化振興課長	中澤 達也
博物館副館長	木塚 久仁子
上高津貝塚ふるさと歴史の広場副館長	比毛 君男
スポーツ振興課長	寺崎 敏彦
指導課長	田上 秀之
会計管理者	五来 顕

事務局職員出席者

主 幹 高橋 陽平

傍聴者（なし）

○矢口委員長 委員の皆様にお願ひです。本日は決算の審査となります。決算書に記載の事業や金額等への質問になるよう願ひします。また、審査の中で委員長報告の中に意見として入れたい事項がありましたら、発言する時に意見として入れたいと願ひいたします。審査の流れは、サイドブックス、文教厚生委員会、令和5年、9月20日開催、決算進行表に基づいて進めていきます。特別会計に関連がない執行部につきましても、特別会計が始まる前に退出いただきますので、よろしく願ひいたします。本日は長丁場となります。随時休憩を挟みながら進めてまいりますので、よろしく願ひいたします。それでは、早速審査に入ります。第2款総務費、第1項総務管理費から説明願ひします。

○佐賀生涯学習課長 資料につきましても、第3回定例会の事前配布資料、令和4年度土浦市歳入歳出決算書をお願ひいたします。決算書の116、117ページからお願ひいたします。1項総務管理費、1目一般管理費中、亀城プラザの施設管理の費用についてでございます。12節委託料の備考欄、亀城プラザ指定管理者指定管理料は、産業文化事業団への委託料です。一つ下の低濃度PCB廃棄物濃度分析委託料につきましても、プラザの受電設備にPCBの混入のおそれがある機器を発見しましたことから、非破壊検査が可能な機器の分析を行ったものでございます。その結果、一部の機器に低濃度PCBが発見されました。非破壊検査ができない機器も残っていることから、法定期限の令和9年の3月までに処分するよう進めてまいります。14節工事請負費の備考欄、亀城プラザ改修工事費は、火災報知機の更新工事でございます。その左側の繰越明許費の353万1,000円でございます。こちらは、1月に送水ポンプから漏水が発生したため、予備費を充用いたしました。ポンプの製造に時間を要したため、予算を繰り越し、本年5月に工事を完了したものでございます。総務費の説明は、以上でございます。

○矢口委員長 ただ今の件につきましても、質問等ございますか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 なきようですので、次をお願ひいたします。

○坂本社会福祉課長 それでは、決算書の162、163ページをお願ひいたします。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費から主な歳出について御説明させていただきます。ページをめくっていただいて、165ページをお願ひいたします。12節委託料につきましても、備考欄、1番目、2番目に書いてあります社会福祉センター、新治総合福祉センターの指定管理者指定管理料、それから、備考欄の3番目に団体で福祉事業を目的に利用できる福祉バスの運営委託料、備考欄中ほどの地域共生社会の実現に向けて土浦型の地域ケアシステムであります、ふれあいネットワークを拡充して取り組みます重層的支援体制整備事業への移行準備事業委託

料、成年後見制度中核機関事業委託料、この両方は土浦市社会福祉協議会に委託して実施しております。18節負担金補助及び交付金の補助金につきまして、167ページをお願いいたします。一番上の箱、土浦市遺族会運営事業補助金は、茨城県遺族会連合会の支部としての啓発活動に対する運営補助金、その下、民生委員協議会運営補助金は、土浦市民生委員児童委員協議会連合会への活動費の補助、その下の社会福祉協議会補助金は、土浦市社会協議会の人件費等への補助となっております。27節繰出金につきましては、国民健康保険特別会計ほか2会計への繰出金でございます。

○武井国保年金課長 つづきまして、2目国民年金事務費について御説明いたします。国民年金事務費は、国からの法定受託事務等に係る経常的な経費で、人件費が主なものでございます。執行率は98.1パーセント、決算額は前年度比でマイナス57万7,074円、1.5パーセントの減となっております。減額のとなった主な理由としましては、期末手当の減額に伴う職員手当の減額が主な理由でございます。22節償還金利子及び割引料につきましては、令和3年度中に会計年度職員1名が退職したことによる人件費分を精算するための返還金でございます。

○白田障害福祉課長 私からは障害福祉課と所管します外部施設のつくしの家の二つの歳出につきまして順に御説明いたします。決算書166ページ下段をお願いいたします。3目障害者福祉費について御説明いたします。障害福祉費は、障害者総合支援法などに基きます障害福祉サービスや各種福祉手当等に係る費用が主なもので、執行率は97.4パーセントです。補正による予算増額の理由といたしましては、主に二つございます。一つは、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に係る費用で、障害福祉サービスを提供している事業所に対します物価高騰対策支援です。この支援内容は、現在物価の上昇を受けまして、障害福祉サービスを提供している事業所の光熱費を対象として補助金を交付したもので、この支援施策のため、負担金補助、予算の増額補正を行っております。主な増額理由二つ目は、令和3年度分の障害福祉サービス提供に係る国庫負担金の返還金でございます。この返還金は、国庫負担金の交付額の確定時期が翌年度になりますことから、これに伴いまして、償還利子予算の補正を行いまして支出を行ったものでございます。それでは、主な歳出について御説明いたします。167ページ、下段の1節報酬は障害のある方が障害福祉サービスを利用するためには、一部のサービスを除いて支援区分の審査に必要になりますが、その部分を審査します障害者介護認定審査会の委員と障害福祉課配置の手話通訳者及び会計年度任用職員の報酬でございます。つぎに、168、169ページをお願いいたします。169ページ、上段の7節報償費は心の病気で悩んでる方やその家族の相談を精神科医師が受ける事業で、心の相談、この事業での精神科医師、身体、知的障害者の相談員並びに土浦市自立支援協議会委員の謝礼のほか、自殺対策に係ります職員向

けゲートキーパー養成研修、こちらの講師の謝礼などが主なものでございます。つぎに、11節役務費は、障害のある方が障害福祉サービスを利用したことによって掛かった費用につきまして本市が国保連合会を通しまして、サービス提供事業所にサービス料の支払いを行っております。その支払いに要する費用と手数料を国保連合会へ支払うものでございます。このほか障害のある方が障害福祉サービスを利用するための支援区分審査に必要な医師意見書の作成料を手数料で支出してございまして、不用額はこの医師意見書作成の予算残額でございます。つぎに、12節委託料は、主に少額サービスの提供に係る事業委託になります。不用額の主な理由といたしましては、備考欄一番上に記載の障害者自立支援センター指定管理者指定管理料を始めとします委託先が土浦社会福祉協議会のもので、委託費用のうち人件費など、実績に応じた額に見直しを行ったものによるものでございます。つぎに、14節工事請負費は、本市の障害福祉サービスの提供に係る事業委託のうち、土浦市社会福祉協議会に運営を委託しています社会福祉協議会が入っていますビルで、ウララ2の5階にございます土浦市障害者自立支援センター、こちらの利用者の食堂の床が老朽化したため改修工事を行ったもので、不用額は予算に対します入札差金でございます。なお、先ほど御説明しました12節委託料のうち、委託料の備考欄、上から五つ目の石綿含有調査委託料は、こちらのこの工事に実施に際しまして事前調査を行ったものでございます。つぎに、18節負担金補助金及び交付金につきましては、次のページ170、171ページをお願いいたします。171ページ上段、一番上の備考欄に記載がございしますが、障害者福祉施設等支援補助金、こちら先ほど冒頭の説明で主な増額補正の理由を二つ述べさせていただいておりますが、そのうちのひとつがこちらでございます。この障害者福祉施設への支援補助金は、新型コロナウイルス感染拡大に係ります緊急対策補助金であったために、概算にて予算を算出し、物価高騰に対します補助事業を行ったものでございます。不用額につきましては、この支援補助金の残額のほか、新型コロナウイルス感染拡大により障害者の交流キャンプが中止になったことから、その事業に係る随行者の参加負担金と社会福祉協議会に事務局を置きます実行委員会の事業補助金が不用額となっております。つぎに、19節扶助費は各種福祉手当や障害福祉サービスに係る給付費等が主なもので、昨年度対比6.5パーセント増額となっております。増加の主な理由としましては、備考欄中段の訓練等給付費、さらに、8項目目の更生医療給付費の利用人数と利用回数の増加などが主な要因となっております。次のページ、172、173ページをお願いいたします。173ページ上段の22節償還金利子及び割引料、こちら説明の冒頭で主な増額理由として二つ述べさせていただきましたが、そのうちのひとつでございます。備考欄記載のありますとおり、令和3年度分の国庫負担金等、障害福祉サービスの支給実績に基づきまして、その交付額が確定したこ

とによる返還金でございます。つづきまして、172ページへお願いいたします。172ページ、4目つくしの家管理運営費につきまして御説明させていただきます。つくしの家管理運営費は、知的障害のある方に障害者総合支援法に基づきます支援サービスのうち、就労支援と生活介護の提供を行っております本市直営の福祉サービス事業所、土浦市つくしの家、こちらの管理運営費になります。補正予算につきましては、正職員の人件費を減額しております、執行率は99.4パーセントでございます。それでは、歳出の主な理由について御説明いたします。173ページ、1節報酬は、つくしの家の嘱託医及び会計年度任用職員の報酬でございます。つぎに、7節報償費は、福祉の利用者の歯科健診時の歯科医師及び歯科衛生士への謝礼でございます。つぎに、12節委託料は、備考欄に記載のありますとおり、施設の維持管理に係ります定例的な業務委託7件でございます。つぎに、17節備品購入は、つくしの家の利用者が日中活動中に汚損してしまった衣服などを洗濯するため、増額補正を行い、洗濯機を購入したものでございます。この備品購入の財源といたしましては、令和4年度に障害福祉事業への御寄附をいただきましたことから、これを活用しております。次のページ、174、175ページをお願いいたします。175ページ上段、18節負担金補助及び交付金は、茨城県社会福祉協議会など、各種協議会の加盟負担金及び研修会の参加費でございます。なお、不用額につきましては、新型コロナウイルス感染拡大に伴いまして、障害者交流キャンプが中止になったことによるものでございます。

○矢口委員長 それでは、ただ今の件につきまして、委員の皆様から御意見、御質問等をお願いしたいと思います。

○勝田委員 165ページの12節委託料の中の備考の中で重層的支援体制整備事業へのというのがあるのですが、この重層的支援体制整備事業への移行準備事業の委託料という事業の概要を、簡単で結構ですので教えていただけないでしょうか。

○坂本社会福祉課長 重層的支援体制整備事業なのですが、歳入の時にも御質問を受けまして説明させていただいたのですが、重層的支援体制というのは令和3年度に社会福祉法が改正になりまして、創設されて、今年度から実施するに当たりまして、その準備移行期間ということで令和4年度実施されたものでございます。現在、地域福祉というのは課題が複雑化、複合化しております、子供、障害者、高齢者、生活困窮者といった分野別の支援体制を今各課が行っているものを属性を問わないような支援を必要になってくるということで、その中の相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援というものを一体的に行って展開していこうというようなことでの事業となっております。こちらのほうなのですが、本市においては土浦型の地域ケアシステムのふれあいネットワークというものを行ってきておりますので、そちらの事業をこの重層的支援体制ということの位置付けと組み替えまして、それらを充実させるこ

とによって地域を含めた一体的な支援体制を行っていけるようにするという一方で、移行期間ということで行っているものでございます。各事業のほうは、それぞれ障害福祉課であり、高齢福祉課、社会福祉課といろいろな分野の課が行っています各事業、こちらの方を一体的にふれあいネットワークのほうで各事業に割り当てながら地域福祉をやっていくというような体制づくりを行っているところでございます。それに向けた補助金が今度は枠で来るような形になってきますので、それらを流動的に行えるようにということで、体制づくりを行っているものでございます。

○矢口委員長 私の方から1点お伺いしたいと思います。同じく1項の社会福祉費に関してなのですが、ページ162、163、この中の不用額について伺います。予算130億に対して10億円余りの不用額が発生しているということで、執行率があまり高くないのですが、ここら辺の要因を教えてください。

○刈山高齢福祉課長 174ページの老人福祉費を見ていただきますと、不用額で3億3,800万ほど出ております。高齢福祉課のほうでは、この不用額につきましては、いわゆる指定管理者の委託料ですとか、社会福祉協議会への補助金、こちらについて精算が伴いますので、その部分については不用額として年度末に精算しますので、残している状況でございます。

○坂本社会福祉課長 1項全体ということになるので、まだ説明の終わってない部分がございます。

○矢口委員長 随時、不用額が大きい部分について御説明いただくということで、よろしくお願いたします。委員の皆さんからほかにもございますか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 なきようですので、次に進んでまいりたいと思います。つぎに、第5目からお願いします。

○刈山高齢福祉課長 決算書の174、175ページをお願いいたします。5目老人福祉費でございます。こちらにつきましては、高齢者福祉サービスや高齢者の生きがいづくり、老人福祉センターの管理運営などの高齢者福祉に要する費用となります。執行率については、91.1パーセントでございます。補正予算につきましては、6月議会での介護医療院の開設に伴う老人福祉施設開設準備費助成事業補助金と、10月議会での原油価格高騰等に伴う光熱費の増に対する高齢者福祉施設等支援補助金、3月議会での同じく光熱費等の増に対するふれあいセンターながみねの指定管理料の増額補正の3件でございます。継続費及び繰越事業費繰越金につきましては、令和3年度に予算措置をした老人福祉センターうらのエアコン更新工事について年度内に執行できず、令和4年度に繰り越したものでございます。それでは、歳出の主なものにつきまして御説明させていただきます。1節報酬は、高齢福祉課の会計年度任用

職員2名分の報酬でございます。7節報償費につきましては、金婚をたたえる集いに出席された64組に対する記念品や、100歳を迎えられた方へのお祝い金、会議出席委員への謝礼でございます。10節需用費の消耗品及び食糧費につきましては、金庫をたたえる集い等に係る経費でございます。また、修繕料につきましては、老人福祉センターや、ふれあいセンターながみねの施設整備等の修繕に係る経費です。12節委託料につきましては、備考欄中ほどに記載の老人福祉センター湖畔荘、うらら、つわぶき、ふれあいセンターながみねの指定管理者指定管理料などが主なものとなります。備考欄の一番下、一人暮らし老人等緊急通報システム事業委託料でございますが、令和4年9月までは次ページ、177ページの機械借上料で予算措置をしておりましたが、事業所が解散したことから、10月から別事業所に変更いたしました。その際に、今まで職員が行っていた通報時の安全、安否確認のための現場確認も事業内容に含めたことから、委託契約となったものでございます。176、177ページをお願いいたします。13節使用料及び賃借料につきましては、令和4年9月までの一人暮らし老人等緊急通報システムの機器の借上料や、金婚をたたえる集いの会場使用料でございます。14節工事請負費につきましては、ふれあいセンターながみねのプールの屋根の防水改修工事及び老人福祉センターうららのエアコン工事でございます。なお、老人福祉センターうららのエアコン更新工事につきましては、令和3年度の予算を繰り越して執行したものでございます。18節負担金補助及び交付金の補助金につきましては、高齢者クラブ、シルバー人材センター、社会福祉協議会等への補助金のほか、介護医療院の開設に伴う老人福祉施設開設準備経費助成事業補助金、光熱費の高騰に伴う高齢者福祉施設等支援補助金でございます。19節扶助費につきましては、備考欄上から3項目になります寝たきり老人等福祉手当、178、179ページに移っていただきまして、備考欄上から1項目目の養護老人ホームへの入所者1名分の措置費、さらに、4項目になります。低所得者が居宅介護サービスを利用した際に自己負担額の2分の1を助成する居宅介護サービス利用者負担額助成費、そして、一番下、のりあいタクシー利用者の年会費を助成する高齢者輸送サービス利用助成費などが主なものでございます。

○武井国保年金課長 その下、6目医療福祉費について御説明いたします。小児、ひとり親家庭、妊産婦、重度心身障害者等に対する医療福祉費支給制度、通称マル福に係る経費でございます。執行率は93パーセント、決算額は前年度比較で354万5,234円増、0.4パーセントの増となっております。令和4年度受給対象者数は2万4,178人、前年度比で554人、マイナス2.2パーセントの減となっております。1節報酬から8節旅費までは、マル福を担当する会計年度任用職員4名に係る人件費でございます。11節役務費は、県国保連合会と社会保険診療報酬支払基金に

に対する診療報酬明細書レセプトの審査手数料でございます。12節委託料は、医療福祉連名簿データ提供委託料で、県内市町村が県国保連合会に委託しているマル福の審査支払事務に係る共同電算処理経費でございます。19節扶助費は、マル福により医療費の自己負担分を助成するもので、県と市で2分の1ずつ負担する県制度のマル福と市で全額を負担する市単独分のマル福があり、備考欄記載の区分により助成しているものでございます。つづきまして、180ページ、181ページをお願いいたします。8目後期高齢者医療給付費でございます。後期高齢者医療給付費は、後期高齢者医療制度を運営する茨城県後期高齢者医療広域連合への負担金でございます。執行率は99.8パーセント、決算額は前年度比で6,017万9,782円の4.4パーセントの増となっております。18節負担金補助金及び交付金でございますが、備考欄1行目に記載の後期高齢者医療広域連合市町村負担金は、広域連合の人件費や事務費経費等に対する負担金でございます。また、その下の後期高齢者医療給付費市町村負担金につきましては、医療給付費に係る負担金でございます。

○坂本社会福祉課長 9目生活困窮者自立支援事業の主な支出について御説明させていただきます。こちらの事業は、平成27年4月に実施されました生活困窮者自立支援法に基づいて、経済的に困窮し、最低限の生活を維持することができなくなるおそれのある生活困窮者に対しまして生活保護に至る前の段階から支援を行い、自立の促進を図る事業と新型コロナウイルス感染症の影響により生活が困窮し、社会協議会で行っている貸付等を利用しきってしまい、新たに利用できない世帯への就労による自立を図るための支援金を給付する生活困窮者自立支援金事業等でございます。183ページをお願いいたします。12節委託料の備考欄にあります生活困窮者自立支援事業委託料は、相談窓口の設置、相談支援員、就労支援員の配置、それから、住家住居確保給付金の申請受付業務を土浦市社会市協議会へ委託しております委託料です。人件費の減によりまして、不用額が発生しております。18節負担金補助及び交付金、備考欄の負担金の就労準備支援事業負担金、それから、家計改善支援事業負担金は、一般就労に向けた日常生活自立、社会自立、就労自立のための訓練を行う事業で、令和3年度より茨城県内18市町村及び郡部で事業を開始いたしました広域事業の負担金でございます。下段の補助金の生活困窮者自立支援金は、新型コロナウイルス感染症の影響により生活が困窮し、社会協議会の貸付を借り切ってしまうと利用できない世帯へ、就労による自立を図るために要件を満たした単身世帯、2人世帯、3人以上世帯といったそれぞれの世帯に対しまして6万円から10万円を支給したものでございます。なお、当初約600世帯を見込んでおりましたが、約200世帯の申請であったため、不用額が発生しております。19節扶助費は、住居確保給付金で離職失業等により経済的に困窮し、住居を失った又はそのおそれがある世帯に対し、条件

によっては最長で9か月の住居の家賃補助を行うものでございます。実際には平均で約4か月程度の補助申請であったことから、不用額が発生しております。22節償還金利子及び割引料は、令和3年度の住居確保給付金事業や自立支援事業等の国庫負担金、補助金の精算による返還金でございます。つづきまして、10目非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業でございます。こちらの事業は、令和3年度からの継続事業で、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、速やかに生活・暮らしの支援を行う観点から、令和3年度に給付を受けた世帯以外で、令和4年度住民税非課税世帯に対しまして世帯当たり10万円を支給したものでございまして、全額国庫補助事業でございます。令和4年度の給付実績は、3,395世帯に給付を行っております。主な支出といたしましては、12節委託料が受付及びデータ入力等の事務員補助の人材派遣委託料とシステムの電算業務委託料となっております。185ページをお願いいたします。18節負担金補助及び交付金は、臨時特別給付金の支給原資となっております。12節償還金利子及び割引料は、令和3年度実施の非課税世帯に対する臨時特別給付金事業の国庫負担金の精算による返還金でございます。つづきまして、11目価格高騰緊急支援給付金給付事業でございます。こちらの事業は、電気、ガス、食料品等の価格高騰の影響を受けた低所得世帯を支援するため、住民税非課税世帯に対しまして1世帯当たり5万円を給付した事業で、全額国庫補助事業で行っております。給付実績は、1万5,267世帯に給付を行っております。主な支出としましては、12節の委託料の受付及びデータ入力等の補助員の人件費とシステム電算委託料、それから、18節負担金補助及び交付金が給付金の支給原資となっております。以上のように、各給付事業の給付金が概算要求と実績との差額が発生してまして、こちらのほうで不用額が発生をしております。

○矢口委員長 それでは、ただ今の件につきまして質問意見等をお願いしたいと思います。

○勝田委員 183ページ、19節の扶助費の住宅確保給付金の利用状況とですね、市営住宅等の紹介等もあると思いますが、具体的にはどういった方が御利用されたのかというのを分かれば教えていただきたいと思っております。

○坂本社会福祉課長 こちらの方世帯数になるのですが、全体では62世帯の方が御利用になっております。1人世帯に対しましては月額3万5,400円、それから、2人世帯に対しましては4万2,000円、3人から5人世帯、こちらのほうは月額4万6,000円というような形で、支給は3か月で支給することができるのですが、最大で条件によって9か月まで延長することができるというような世帯制度になっております。前年度の参考に申し上げますと、令和3年度は114世帯で予算執行としては1,700万ほどの利用がありまして、今年度は62世帯だったので、前年度

の1,700万円を予算として計上しまして、実際には62世帯だったということで、執行が850万ということだったので、不用額が800万出ているということになっております。

○**勝田委員** 減ったということはこれは良いことだというふうに思いますけれども、利用されているのは、例えばこの民間のアパートや、お借りになっている借家、家賃に対しての補助とそういうことなのではないでしょうか。

○**坂本社会福祉課長** 各離職等によるということなので、実際には例えば社宅に入っていて働いていたのですが、失業によって社宅を出されてしまうと。そのために生活が困窮するというようなことで、窓口相談に来られると。この後、アパートを借りるための補助申請で給付を行うとか、あとはアパートに住んでいた世帯で失業してしまったために、家賃が払えなくなる可能性があるという生活状況というのはいろいろ細かい聴取りを行った結果での給付というような形になっております。

○**勝田委員** 結果的に、そういったことを市営住宅や公営住宅に御紹介するようなこともあるということですか。

○**坂本社会福祉課長** 議員のおっしゃるとおりでございます。

○**矢口委員長** ほかにございますか。

○**吉田(千)委員** 同じページの社会福祉の関係で生活困窮者自立支援金ということで、想定していたのが600世帯だったけれど、申込みは200世帯にとどまったというお話だったかと思いますが、200世帯に至った。どうしてこういう結果になっているのか。申込みが想定とかなり400世帯ぐらい格差があるわけなのですが、その辺はどのように見ておられるのか教えていただければというふうに思います。

○**坂本社会福祉課長** こちらの生活福祉困窮者自立支援金のほうは、社会福祉協議会のほうで貸付けを行って、その貸付けがもう満額まで借りきってしまった人だけが対象ですので、対象者はその名簿の中に入っていて、社協の貸付金を借り切った方だけが対象になっていまして、それが約600世帯ほどありますので、それを全部を一応満額で見込みまして予算立てを行うと。ただ、実際に申請に来られたのが200世帯だったというような結果となっております。

○**吉田(千)委員** 社協でもう貸付けをしていた現状があって、それに基づいてこちらは想定をして予算立てをしたという中で、ただ、想定されたという、該当に当たる人たちは200世帯というではなくて、申込みが200世帯だったというそういう解釈でよろしかったでしょうか。

○**坂本社会福祉課長** そのとおりでございます。

○**吉田(千)委員** よく分かりました。社協がこの部分については取り扱っているということで理解いたしました。

○矢口委員長 ほかにございますか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 なきようですので、ここはこの程度にして次にまいりたいと思います。

○菊田こども政策課長 第2項児童福祉費、第1目児童福祉総務費から順次説明させていただきます。決算書の184、185ページをお願いいたします。第2項児童福祉費の執行率につきましては、95.7パーセントでございます。186、187ページをお願いいたします。第1目児童福祉総務費です。児童福祉総務費につきましては、こども政策課、こども包括支援課職員の人件費、家庭児童相談員の配置や児童虐待防止活動などに要する費用を子供未来基金積立金等に要する経費で、対前年度で418万6,000円、1.7パーセントの増でございます。執行率は、99.8パーセントです。それでは、支出の主なものについて説明させていただきます。第1節報酬につきましては、家庭児童相談員2名、子ども・子育て会議委員延べ16名に対する報酬でございます。2節給料から4節共済費につきましては、こども政策課、こども包括支援課、保育課の32人分の人件費でございます。12節委託料につきましては、サイクリングイベントを開催委託料は、子供自転車乗り方教室の開催に係るものでございます。保育施設等長寿命化計画策定委託料は、公立保育所を児童館など9施設を対象として策定いたしました。24節積立金につきましては、民生費寄付金で210万円及び教育費寄付金で30万円、運用利子206円につきまして、こども未来基金へ積立てを行ったものでございます。2目児童福祉対策費につきましては、子育て支援コンシェルジュや助産師の配置、市内に2か所設置している子育て交流サロンわらべ、のぞみの管理運営経費、少子化対策などに要する経費などでございます。対前年度では8,138万4,000円、193.03パーセントの増ですが、国の補正予算に伴いまして、市でも補正予算で事業化をいたしました出産子育て応援給付金、これの影響がでございます。執行率は70.75パーセントですが、やはりこの出産子育て応援給付金につきまして12月議会で補正予算を計上して、事業を2月下旬から着手しておりまして、年度内に支給ができずに繰越しをした分などが大きく影響しているものでございます。1節報酬につきましては、子育て支援コンシェルジュ2名、助産師2名、こどもランドの会計年度任用職員3名に対する報酬でございます。10節需用費の消耗品ですが、物価高騰対策としまして子ども食堂へのお弁当パックなどの物資の支給1万1900食分、また、出産子育て応援給付の通知文の発送用のシールや封筒に係る経費の執行などでございます。11節通信運搬費につきましては、出産子育て応援給付金の郵送料でございます。12節委託料につきまして繰越明許費が618万9,000円出ておりますが、出産子育て応援給付金へのシステム構築費につきまして給付の仕方を現金給付としたのですが、その現金給付のシステム構築費を除

いた分について繰越措置をしたものでございます。委託料の備考欄一番上の子育て交流サロン運営委託料で、子育てにつきましては、子育て交流サロンわらべとのぞみの運営を土浦市更生保護女性会へ委託しているものでございます。188、189ページをお願いいたします。備考欄の上から2番目、ファミリーサポート事業委託料は、会員制により保育施設への送迎や冠婚葬祭の時に児童の預かりをするなど支援をするもので、社会福祉協議会へ事業を委託しております。4番目の子供の学習支援事業委託料は、生活困窮状態にある世帯の児童に対して学習習慣、生活習慣の確立や学習意欲の向上を目的に実施している無料の学習塾の運営経費でございます。6番目の子育て支援アプリ運用保守委託料は、スマートフォンの母子健康手帳アプリの保守に係るものでございます。7番目の支援対象児童等見守り強化事業委託料につきましては、コロナ禍において子ども食堂を行っているNPO法人に委託して、支援の必要な児童に対して見守り体制の強化を図ったもので、対象児童12名に対して55回の訪問を実施いたしました。8番目の産後ケア事業委託料につきましては、令和4年度は延べ59日、20名の利用がありました。一番下の映像作成委託料は、子育て支援関連施設の4施設を紹介する動画を新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して作成したものでございます。令和4年の1月議会で補正をして、令和4年度に繰り越して実施しているものでございます。18節負担金補助及び交付金につきまして、ここでも繰越明許費が3,850万円出ておりますけれども、出産子育て応援交付金につきまして12月議会で補正して、事業開始が2月下旬から実施となったために、年度内に申請、給付が間に合わなかった分の予算を繰り越しております。18節の補助金のうち、結婚新生活支援事業費補助金は、結婚に伴う引越し費用を支援することにより婚姻増加につなげるものでございます。令和4年度の申請は26人、移住者が35人になりました。出産子育て応援給付金は、核家族化の進展などにより孤立感などを持つ妊婦、子育て世帯が安心して出産、子育てができる環境を整備する目的で国が令和4年度の第2次補正予算により創出した事業で、妊娠時、妊娠8か月、出産時に面談を行いまして、必要な支援につなげる伴走型の相談支援と、妊娠時と出産時に給付をそれぞれ5万円分の給付を行う経済的支援を一体的に実施するものでございます。マタニティータクシー利用料金補助金は、感染症の拡大防止のため、妊婦が健診受診等で移動する際に、公共交通機関等の利用を避けて移動できるタクシー料金を助成するものです。令和4年度からは500円の券を20枚ということにしまして、1回につき複数利用もできるように使いやすく利用方法を変更しました。子ども食堂運営費補助金は、食料等の物価高騰分に対する補補助を補正予算、10月の臨時会で行いまして、実施したものでございます。市内子ども食堂7団体に補助しております。22節償還金利子及び割引料につきましては、いずれも令和3年度の国支出

金についての実績に基づく精算分でございます。子ども・子育て支援交付金はファミリーサポート事業など、生活困窮者就労準備支援事業、児童虐待DV対策等総合支援事業、母子保健衛生費補助金は産後ケアの事業におきまして、それぞれ一部返還金が生じたものでございます。190、191ページをお願いいたします。3目児童手当費につきましては児童手当支給に関する経費で、対前年度3,460万4,000円、1.74パーセントの増でございます。執行執行率は、99.1パーセントです。ここでもコロナの影響下で物価高騰に直面する低所得の子育て世帯への生活支援を目的とした国、県による特別給付金の支給を補正予算により実施しております。ひとり親以外世帯分でございます。10節需用費、11節役務費、12節委託料及び18節負担金補助及び交付金、補助金につきましては低所得の子育て世帯生活支援、特別給付金ひとり親以外世帯分におきましては、国や県が創設した特別給付金、児童1人当たり5万円分を支給しております。補助金の執行におきまして不用額が1,693万円出ておりますけれども、事業を始めるための補正予算では不足が生じないように少し多めに計上しております。給付金の申請受付期間を国・県分それぞれ、令和5年の2月28日までとしておりまして、支給に当たって見込みが立てにくい状況であったことから減額補正は行わなかったために、このような不用額が出ているものでございます。19節扶助費は、児童手当の支給額です。中学校卒業までの児童を養育している方を対象として支給するもので、延べ16万8,363件分です。対象児童数は、1万4,219人です。支給総額は、対前年度比3.71パーセントの減、金額にして7,072万円の減となっております。支給対象児童数が減少していることに伴い、支給金額も減少しておりまして、人口の自然減が影響していると思われまます。22節償還金利子及び割引料は令和3年度の国支出金についての実績に基づく精算分でありまして、児童手当円滑事業、新型コロナセーフティネット強化交付金は低所得者の子育て世帯の生活支援特別給付金支給事業に係るもので、3月議会で増額補正して返還しております。つぎに、4目母子父子福祉費につきましては、母子父子家庭への支援対策に係る経費で、対前年度比6159万5,000円、7.16パーセントの減です。執行率は、97.25パーセントでございます。ここでもやはり、コロナの影響下での物価高騰に直面する低所得の子育て世帯への生活支援を目的とした国・県による特別給付金、こちらはひとり親世帯分、これを補正予算により実施しております。10節需用費、11節役務費、12節委託料及び18節負担金補助及び交付金補助金につきましては、児童1人につき5万円を給付したものでございます。さらに、補助金では繰越分ですが、192ページから193ページをお願いいたします。新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、児童扶養手当を受給しているなどの低所得のひとり親世帯に対して県のほうで創設した給付金、1人当たり5万円、さらに、市

のほうで地方創生臨時交付金を活用して独自の上乗せ分給付分、1万円を上乗せ給付して、合計6万円の給付を令和4年の1月の臨時会で補正をしまして、その申請受付期間を令和4年の4月28日までとじていたことから、4月以降の受付分を繰越し分として執行したものでございます。こちらは、補助金の執行におきまして不用額が1,687万円出ておりますが、ひとり親以外分と同様の理由によるものでございます。19節扶助費につきましては、児童扶養手当及び土浦市独自の手当である遺児手当高等職業訓練促進給付金の支給総額です。扶助費の支給額は、対前年度3.91パーセントの減、金額にして約2,438万円の減でございます。児童扶養手当は、主に母子父子家庭で、18歳になった年度末までの児童を養育しているものを対象として支給するもので、延べ7,140件分です。高等職業訓練促進給付金等支給事業は、ひとり親家庭の父又は母が就職に有利で生活の安定に役立つ資格を取得するため、養成機関などで1年以上就学する場合に給付金を支給しているものです。令和4年度の支給対象者は、看護師や保育士などを目指す計12人でございます。22節償還金利子及び割引料の返還金は令和3年度の国支出金についての実績に基づく精算分でありまして、児童入所施設措置費負担金及び新型コロナセーフティーネット強化交付金は令和3年度低所得者の子育て世帯への生活支援特別給付金支給事業に係るもので、3月議会で増額補正して返還しております。

○野中保育課長 それでは、第5目保育所費から第7目児童館費について順次御説明させていただきます。5目保育所費につきましては、公立保育所5か所の運営や地域子育て支援センター事業委託料、私立認定こども園土浦幼稚園の整備工事等に係る経費で、予算に対する執行率の方は93.5パーセントでございます。補正予算額の主なものは人件費になりますが、当初残業等の手当を多く見込んでいましたが、使用しなかったため、12月議会で減額補正のほうを行ってございます。翌年度繰越額の継続費逡次繰越は、認定こども園土浦幼稚園改修工事に係る経費になります。不用額の主なものは、当初予定していた会計年度の保育士等の人数を確保できなかったものと、委託料で人材派遣会社の方に育休を取得した正職のクラスの代わりとなる担任の代わりとなる保育士の派遣をお願いしましたが、該当者がおらず役職の保育士が担任を兼務し対応したため、不要となったものでございます。1節報酬につきましては、児童の健診をお願いする内科医、歯科医の嘱託医報酬、会計年度任用職員として雇用する保育士等及び保育課事務補助、保育料の徴収員の報酬でございます。2節給料から4節共済費につきましては、保育所の正職である保育士、調理員、管理員、計74名の人件費でございます。12節の委託料につきましては、194、195ページをお願いいたします。備考欄の8項目目の認定こども園土浦幼稚園整備工事管理委託料につきましては、10月からの工事に係る施工管理委託で、設計業者により実施して

おります。同じく備考欄9項目目の認定こども園土浦幼稚園改修実施設計委託料につきましては、耐震診断等に時間を要したため年度内には完了せず、令和4年度に繰越し、5月に完了してございます。14節工事請負費では、備考欄5項目目の認定こども園土浦幼稚園整備工事費につきましては、令和4年8月に入札を行い、9月に議会で承認を経て、10月から着手しております。費用の年割の方は令和4年度が14パーセント、令和5年度が86パーセント、令和4年度は契約上年割額の90パーセントに当たる5,322万2,400円の方を支払ってございます。196、197ページをお願いいたします。6目私立保育園費につきましては市内16か所の民間保育所及び10園の認定こども園で8園の地域型保育施設、そして、市外の民間施設の運営に係る経費で、予算に対する執行率は94.6パーセントとなっております。補正予算額の主なものは、10月議会で新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金について私立保育園等の保護者の負担軽減を図るため、保育園の給食費の値上げ相当分を補填し、12月議会では病児病後児保育事業費補助金について、私立保育園の2園が年度中に病児病後児保育事業を実施したため、また、3月議会で障害児保育事業費補助金について特別な支援が必要な児童の増加によりまして、増額補正を行ってございます。不用額につきましては、国が定める保育単価と各保育施設が受け入れた児童数等に応じた請求に基づき、私立保育園等に施設型給付費を毎月支給しておりますが、年度末に確定する加算額を毎月の請求額に加えた額が年間の実績額となることから、この処理が次年度にまたがるため、不用額が多くなっているものでございます。12節委託料につきましては、保育所給付システムを導入した経費になります。このシステムを導入した目的は、給付費の算定や審査に係る事務負担が非常に大きいことから、本市の職員と各保育施設の職員双方の事務負担の軽減を図るために導入したものでございます。今後、このシステムを順調に運用し、早い時点で不用額が判明した場合は減額補正を行うなど、適正な計上を行うよう努めてまいります。18節負担金補助及び交付金につきましては、198、199ページをお願いいたします。備考欄3項目目の私立保育園等整備費補助金につきましては、公立保育所民間活力導入事業によりまして民間事業者に移管した新生保育所について、老朽化した保育施設に必要な施設整備を行い、令和5年4月から新生めぐみ保育園として開園してございます。また、備考欄5項目目の保育士等処遇改善臨時特例補助金につきましては、民間保育士、保育園等の保育士の賃金を3パーセント程度引き上げるもので、令和4年4月から10月までの分について繰越しを行ったものでございます。19節扶助費につきましては、私立認定こども園や地域型保育施設等への給付費でございます。なお、1号は幼児教育、2号は3歳児以上の保育、3号は3歳児未満の保育でございます。200ページ、201ページをお願いいたします。22節償還金利子及び割引料では、令

和3年度に実施した子供のための教育保育給付交付金等について精算の結果、返還金が生じたことから、増額補正を行ったものでございます。7目児童館費につきましては市内3か所の児童館の管理運営に関する経費で、予算に対する執行率は96.5パーセントでございます。補正予算額については人件費になりますが、当初12名を予定していましたが、1人が退職され、もう1人が育児休暇を取得した関係で2名の減員となったことから、12月議会で減額補正のほうを行ってございます。1節の報酬につきましては、児童館3館の非常勤職員の報酬でございます。2節給料から4節共済費につきましては、正職員の人件費でございます。

○矢口委員長 ここまでのところで、委員の皆様から御意見、質問等をいただきたいと思えます。

○福田委員 189ページの児童虐待、今児童虐待は社会的な問題にもなっていますが、今何人ぐらい相談が来てるのかをお願いします。

○佐藤こども包括支援課長 児童虐待の相談の件数ということで、令和4年度の実績につきましては、虐待の相談件数は94件いただいております。

○吉田(千)委員 私も同じ189ページで二つありまして、まず一つは子供の学習支援事業委託料です。子供の学習支援箇所が2か所でしたでしょうか。そして、そこで委託先で働いていらっしゃる方が何人ぐらいいらっしゃるのか。そして、この児童学習支援、押しなべて何名ぐらいがこの事業を活用してくださっているのか。その辺をお伺いできればと思えます。

○菊田こども政策課長 この学習支援につきましては、委託先が一つは社会福祉協議会、もう一つはNPO法人with youさんというNPO法人でございます。そこで働いてる方ということで、社会福祉協議会のほうは正確な数は今手元に資料がなくて、記憶でなのですが、全体取りまとめする人が7、8名、あとそのボランティアとして学習支援を行っていただく方が登録が30人程度です。with youさんのほうではその取りまとめの人が1人で、学習支援支援員が6名程度だったかと思えます。子供の数ですけれども、社会福祉協議会のほうで大体登録人数が130名程度だったかと思えます。あと、with youさんのほうでは20名程度だったかと思えます。後程正確な数を確認しまして、御報告させていただきたいと思えます。

○吉田(千)委員 子供たちのためにボランティアも含めて、多くの方が携わってくれているということですので、よろしくお願ひしたいと存じます。それから、もう一つ。出産子育て応援給付金ということで、年度をまたいでいるという状況がありますので、詳しくと言ってもなかなか難しいところもあるかと思うのですが、この令和4年度の状況でどの程度の方がこの応援給付金の対象者になったのか。その辺を教えてくださいたいと思えます。

○菊田こども政策課長 令和4年度の対象者、実際に給付した方につきましては、出産して母子手帳交付時に5万円、出産した後に5万円ということなのですが、出産までした人は10万円ですね。これは給付した方が576人。母子手帳をもらって出産がまだその後になるという方、まだ5万円だけ給付の方が378人位でございます。当初予算の時には10万円給付の人は850人で見て、また、5万円給付の人は600人で見ていたのですが、事業実施が令和5年2月からの実施ということになりましたので、その年度内に申請を受け付けられた分が今御報告させていただいた人数で、4月以降に申請された方はまた繰越し分でお支払いをしている状況でございます。

○吉田(千)委員 その中で母子手帳配付時、出産時ということで今人数を伺いました。そういった中で、伴走支援ということがとても今回この事業はとても重要なところなのですが、その辺で伴走支援につながった方がいらっしゃれば、ちょっと教えていただければなというふうに思います。

○佐藤こども包括支援課長 令和4年度の実績としましては、令和4年度の遡及対象者の方については妊娠届と通常ですと、妊娠届出時と出産後に面談を必ずするのですが、令和4年度遡及対象者の場合には希望者の方だけ面談をするということになっておりまして、実績の数としましては、面談をした方は37名です。その後、アンケートの結果などで心配なお答えがあったような方へ電話相談、電話をかけて大丈夫ですかという声掛けをした方が315人という実績の数がございます。具体的な事例としましては今分からないので、後で確認しまして御報告したいと思います。

○吉田(千)委員 繊細な部分がありますので、皆さん御苦労もされてるかなというふうに思うのですが、是非ともまたよろしくお願ひしたいと思います。後程分かれば教えていただければということで、よろしくお願ひいたします。

○田中副委員長 二つほど教えて欲しいのですが、193ページの高等職業訓練促進給付金というのは、確か先ほど10人と言っていたと思いますが、給付金はその金額を10で割った均等でという形なのでしょうか。

○菊田こども政策課長 ちょっと発音が悪くて申し訳ございませんでした。12人でございます。それぞれ金額につきましては、非課税の世帯ですと月10万円給付で、課税の世帯ですと7万500円というようなことになっておりまして、その世帯の状況によって異なっております。

○田中副委員長 もう一つなのですが、189ページの結婚新生活支援事業費ということで、これは土浦市に住んでる方が土浦市で結婚されているのか。それとも、両方土浦市以外からでも土浦市に行きたがっているのかというのを教えていただきたいです。

○菊田こども政策課長 両方ですね。移住者としましては35人で、県外から13人、土浦市以外の県内の方が22人という移住者がおられました。

○田中副委員長 金額も分かればお願いします。

○菊田こども政策課長 金額は上限が30万円ということで、その中で敷金ですとか引越し費用などについて支給するものでございます。それぞれ金額が異なっているということになります。

○矢口委員長 ほかにございますか。

○勝田委員 2点伺いたいののですが、まず子供学習支援事業の件で、社協さんとwith youさんの2か所ですよということだったと思うのですが、いらしているお子さんというのは小学校と中学生でしたでしょうか。対象というのは。

○菊田こども政策課長 対象は小学校4年生から中学校3年生までということとしております。ただ、兄弟で小学校の低学年とかがいらっしゃるという場合は、その場合も受けるということにしております。

○勝田委員 2か所ということになりますと、例えば小学生がほかの学区まで単独で行くというのはちょっと不可能で、基本的には保護者が送って、また迎えに行くという形だと思いますが、その利用者のこの分布から考えて、土浦市をくまなくこれでカバーしているという御認識ですか。それとも、2か所ということは、来ようとしたら広範囲から来るしかないの、大変なのかなというふうに感じるのですが、いかがですかね。

○菊田こども政策課長 with youさんのほうは一中地区に1か所ということなんです。あと、社会福祉協議会のほうは市内で4か所となっております。一中地区、二中地区、三中地区と都和地区でやっております。ただ、委員おっしゃるように、保護者に送迎を基本的にしていただいて、近い場合は自転車等で御自身で来ていただいてということにしておりますけれども、やはりその全体をくまなくというところまではちょっとカバーしきれてということは認識しているところでございます。

○勝田委員 もう一つお聞きしたいのは、田中委員からもありましたが、高等職業訓練促進給付金、これは市独自事業でしたでしょうか。

○菊田こども政策課長 国から4分の3の国補助がある事業でございます。

○勝田委員 そうしますと、課税世帯、非課税世帯ということで、両方対象ですよということでしたので、ひとり親世帯であれば年収は関係なく希望すれば利用できるということですか。

○菊田こども政策課長 こちらは、児童扶養手当と同じく所得制限がございます。

○勝田委員 すばらしい事業だと思いますので、よろしくをお願いします。

○矢口委員長 私のほうからも質問させてください。4目の母子父子福祉費の中の193ページの遺児手当は本市独自のという制度でしたが、これを改めてちょっと御説明いただけますか。

○菊田こども政策課長 遺児手当につきましては、父母又はその一方が死亡した義務教育修了前の児童を養育している方に対して手当を支給するものでして、市の単独事業で、昭和48年に創設したものでございます。両親が死亡して遺児1人につきましては月額5000円で、父母の一方が死亡した遺児1人につきましては月額4000円でございます。

○矢口委員長 もう1点あるのですが、6目の私立保育園費、197ページです。先ほど御説明いただいた保育所給付システム導入委託料、要するに負担を、仕事量を減らすためにこのシステムを導入し、効果が生まれたらその効果分を今後減額補正をするというようなお話だったと思います。もう少し詳しく、どのような感じになっていくのか御説明いただけますか。

○野中保育課長 給付費の算定については、かなり複雑な関係がありまして、その計算等も市の職員、各保育所の職員などがエクセルなどでずっとやりとりしているような状況でした。それをシステムを構築しまして、そちらで両方向から計算できるような形になりまして、随時職員の人数が変わった場合や園児の人数が変わった場合などでも即時で入れられるようになりましたので、かなりその給付費のシステムの算定が早くできるようになります。それなので、今までどうしても年度末にその加算額があることから、不用額を減額できなかったのですが、ある程度先んじて給付費の金額が分かるということで、補正をして、減額を図ってまいりたいということでございます。

○矢口委員長 ちょっと私の理解がずれておりました。要するに、給付費の正確な金額が確定するのが早くなる。それによって、今後減額補正なりをしていくということなんですね。ほかにございますか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 つづいて、第8目をお願いしたいと思います。

○佐藤こども包括支援課長 202ページ、203ページをお願いいたします。8目から12目までの発達障害児等への相談指導等の支援を行う療育支援センター分につきまして御説明いたします。8目療育支援センター管理費は、つくし学園及びつくし療育ホームの施設管理費で、執行率は96.2パーセントです。1節報酬は、会計年度任用職員の管理委員1名の人件費です。7節報償費は、歯科健診時の歯科医師等の謝礼です。10節需用費のうち修繕料につきましては、施設の老朽化によるトイレの修繕を行ったものです。賄材料費は、職員とつくし療育ホーム利用保護者の給食材料費です。12節委託料は、備考欄に記載がありますように大きなものと、1枚

おめくりいただきまして、205ページになります。上から3段目の送迎委託料、これは利用時の送迎バス委託になりますが、このほか施設の維持管理に係る業務委託となります。つづいて、9目つくし学園費は療育支援センターの職員に係る人件費が主なもので、執行率は99.8パーセントです。1節報酬は、嘱託医1名、会計年度任用職員4名の人件費です。2節給料は、療育支援センター職員13名分の人件費でございます。つづいて、10目つくし療育ホーム費はつくし療育ホームの運営費で、こちらも人件費が主なものとなっており、執行率は76.9パーセントです。1節報酬は、会計年度任用職員の指導員2名分の人件費で、うち1名が育児休業が延長となったため、不用額が出ております。つづいて、207ページをお願いします。7節報償費は、医療機関から派遣していただいている整形外科医、理学療法士2名分の謝礼です。11目幼児ことばの教室費は幼児言葉の教室の運営費で、会計年度任用職員等の人件費が主なもので、心理士等の専門の資格を持つ指導員の欠員があったため、執行率は81.7パーセントとなっております。1節報酬は会計年度任用職員の指導員9名分の人件費で、7節報償費は大学院生等の指導員4名の謝礼でございます。12目早期療育相談費は早期療育相談に係る運営費で、会計年度任用職員3名分の人件費が主なもので、執行率は95.6パーセントです。補正予算額につきましては、報酬について会計年度任用職員の指導員の欠員があったため、3月議会で補正減を行ったものです。

○野中保育課長 13目放課後児童費につきまして御説明させていただきます。13目の放課後児童費につきましては市内16小学校の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の管理運営に係る経費で、予算に対する執行率は98.9パーセントでございます。補正予算額では、放課後児童クラブ支援員等の賃金改善に伴う委託料の増によりまして3月議会で増額補正を行ってございます。不用額につきましては、直営の児童クラブで特別な支援が必要な児童が増えているため、加配の支援員を配置しようとしたしましたが、集まらなかったために不要となったものでございます。1節報酬と3節職員手当等につきましては、直営分の児童クラブ支援員77名と保育課事務補助5人分の人件費でございます。208、209ページをお願いいたします。12節委託料では、備考欄3項目目の児童クラブ運営委託料について、民間委託している児童クラブ支援員の賃金改善に伴う委託料の増により、9月の議会で増額補正を行っております。18節負担金補助及び交付金の放課後児童支援員等処遇改善臨時特例補助金につきましては、保育士等処遇改善臨時特例事業に基づき、放課後児童支援員等の賃金を3パーセント程度引き上げるもので、令和4年4月から10月までの分について繰越しを行ったものでございます。22節償還金利子及び割引料では、令和3年度に

実施した子ども・子育て支援交付金等につきまして精算の結果、返還金が生じたことから、3月議会で返還金の増額補正を行ったものでございます。

○菊田こども政策課長 第14目子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費について説明させていただきます。こちらは令和3年度に新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で子供たちを力強く支援し、その未来を開く観点から国が所得上限を設けた上で、0歳から18歳までの子供に1人当たり10万円相当の給付を実施したものの、その繰越分に係る事業費及び事務費、そして、国庫支出金の精算に係る経費でございます。3月の後半出生の新生児ですとか、基準日以降に離婚したとか、当初受給対象にならなかったけれども追加で対象となった方などにつきまして、申請期限を4月28日までとして繰り越して対応したものでございます。18節負担金補助及び交付金の補助金は、55人分の給付費でございます。また、この10万円給付につきまして、国では所得制限を設けての実施ということになりましたけれども、市のほうでその所得制限を超えた世帯の子供に対しても国の地方創生臨時交付金を活用して市独自の臨時交付金を交付しております。そちらも申請期限を4月の28日までとしたことから、年度内に申請が間に合わなかった方についての繰越分がございまして、その対象外世帯給付分ということで、56人分10万円を支給したものでございます。22節償還金利子及び割引料につきましては、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費国庫補助金返還金につきましては、国制度の令和3年度の事業費についての実績に基づく精算分の返還でございます。9月議会で補正して返還をしております。

○坂本社会福祉課 210、211ページをお願いいたします。3項生活保護費について御説明させていただきます。はじめに、本市の生活保護の状況を申し上げます。令和4年度末の被保護世帯は1,233世帯、人数で1,465人という状況でございます。前年度と比べてみますと、世帯数で48世帯の増、人数では59人の増となっております。また、保護者の世帯構成ですが、高齢者世帯が6割以上を占め、さらに、高齢者のうち約9割が単身世帯という状況になっております。1目生活保護総務費につきましては、生活保護事務に係る職員の人件費、事務費等が主なものでございます。22節償還金利子及び割引料は、令和3年度の生活保護の保護費の確定に伴う国庫負担金の返還金でございます。2目扶助費につきましては、備考の記載欄にありますように、生活保護に係る8種類の扶助費及び213ページの中国残留邦人に対する生活支援給付金、それから、生活保護受給者が終了により保護を脱却した場合に支給される就労自立給付金、日常生活支援、住居施設、こちらの方への委託事務費でございます。生活保護費の主な扶助費であります生活、住居、医療扶助の前年度との比較では、生活扶助が1.4パーセントの増、住宅扶助が3.1パーセント増、医療費が

4.1パーセント増となっております、全体では3.14パーセント増となっております。

○矢口委員長 それでは、質問、意見等を伺いたいと思います。

○福田委員 一つは204ページのつくし学園の件で、金額とはまた別の話なのですが、私は都市ガスとか、プロパンガスをずっと今までやってきたのですが、補修点検などがきちんとやられているのか。その辺を一つお聞きしたいです。それから、もう一つは、210ページです。私は中国の残留孤児の支援ボランティアを今もやっているのですが、土浦に残留孤児が今何人ぐらいいるのか、分かりましたら教えてください。

○佐藤こども包括支援課長 療育支援センターの施設の保守点検ということですが、203ページに委託料として様々な施設管理の業務をお願いしているところですが、ガスの点検というところについては、後程確認してお答えしたいと思います。205ページの上から7段目に電気工作物保守点検というものがありまして、こちらは電気のほうの定期点検をしていただいているものになります。

○坂本社会福祉課長 社会福祉課のほうでの中国残留邦人に対する生活支援給付金を給付している世帯の数だけが把握されていまして、3世帯で4人の方に給付を行っております。

○矢口委員長 ほかにございますか。

○田中副委員長 205ページの先ほどの送迎委託料なのですが、車は何台あるのでしょうか。

○佐藤こども包括支援課長 こちらは、バス会社のほうに委託して、1台運転手さん込みで送迎を委託しております。

○矢口委員長 では、私のほうから生活保護費の中の3ページ、扶助費の件でお伺いします。令和4年度中も物価高騰がかなり影響してきたと思うのですが、この扶助費にも、どの程度前年と比べた結果で物価高騰分というのは難しいでしょうけれど、扶助費がどの程度増えてきているのかということをお答えいただきたいと思います。

○坂本社会福祉課長 扶助費で一番主なものとして、生活扶助、住宅扶助、医療扶助という形になってくると思いますが、先ほど生活扶助のほうですと、前年度よりは1.4パーセント増えてまして、住宅扶助のほうで3.1パーセント、医療費扶助に至っては4.1パーセントの増となっております、こちらの補正を行いまして、扶助費を支給するという形になりまして、全体では3.14パーセント増えているというような状況となっております。

○矢口委員長 今の御答弁だと、意外とこのいわゆる物価の分よりも医療費が上がっているところが結果的に多かったんだなというところだと思いますが、扶助を受けて

る方からは、その物価高騰でもうちょっと何とかならないのかという声は結構来てるものなのでしょうか。

○坂本社会福祉課長 前年度に関して言いますと、各3万円、5万円の支給が対象になっておりましたので、こちらのほうは収入認定からは外れるような形になるので、そういった面があるので、生活全体ではやはり物価高騰は影響受けると思うのですが、給付金があった関係もありますので、そういったものでカバーできているのかなという部分はございます。ただ、医療費は高齢者が多いというようなところがあるので、その部分で掛かってしまう部分というのがやはり全体では大きいのかなということで、医療扶助は扶助費全体の半分を占めておりますので、こちらの抑制というものも多少なりとも行っていないといけないのかなというような形になっております。

○矢口委員長 今の説明でよく分かったのですが、物価高騰に対する支援金が非常に効果的になっているということなわけですね。あと、この医療費が半分を占めるといふ、これは非常に重いなど。これは感想です。ほかにもございますか。

○菊田子ども政策課長 先ほどの学習支援につきまして正確な人数が分かりましたので、御報告させていただきます。まず、社会福祉協議会につきまして取りまとめの先生ですが、学習支援員が令和4年度で7名、学習指導のボランティアが29名で、受講している児童が35名です。NPO法人with youにつきましては、学習支援員が1名、学習指導ボランティアが6名、児童が18名でございます。

○矢口委員長 ここまでのところで意見として報告書に盛り込みたい件は、委員の皆さんからありますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 また後で思い出せば、随時盛り込んでいきたいと思っておりますので、念頭に置いていただきたいと思います。それでは、ちょっと早いですが、ここでお昼の暫時休憩といたしたいと思います。

(午前11時50分休憩)

(午後1時00分再開)

○矢口委員長 再開いたします。それでは、白田障害福祉課長お願いします。

○白田障害福祉課長 午前中に福田委員よりガスの点検の実施についてということで御質問をいただきまして、回答でございます。つくしの家がたまたま療育センターの隣ありますので、似たような点検体制で整えておりますので、私のほうから御説明させていただきます。ガスの点検なのですが、ガスの法定点検とかガス業者さんのほうで義務付けられています定期点検、そちらを受けております。4年に1回受けるような形になっております。プロパンガスを使っておりまして、プロパンガスの交換時にも交換器具周辺の外見の点検を受けているのですが、法定点検のほうでは建物内部

の実際使っておりますガス器具のところまでの点検を行っていただいております。ガス圧の点検、ガスホースの劣化の状態の点検、実際ガスを燃焼させた上での炎の状態の点検ということで行っておりますので、それを受けているということでございます。

○**福田委員** ちょっと関連ですが、このプロプロパンガスは非常に危険物です。大体この部屋ですと、15分から20分ぐらい漏れたとしても、爆発する時には大変な被害を受けるんですね。そういう点で点検がきちっとされているというのは非常に大事だと思います。

○**佐藤こども包括支援課長** 午前中に吉田委員から御質問いただきました伴走型支援の何か具体的な事例ということなのですが、やはり今までの関わりの中で、妊婦さん、産婦さんで行政の関わりを拒否する方がどうしても何人かございました。そういった方に関しまして、やはり5万円の給付金の給付金の手続きがありますので、その手続きをとるには、保健師、助産師との面談が必要なんですということで、その点で今まで会えなかったような方、例えばなのですが、発達障害を持つお母様ですとか、パートナーから暴力を受けてるシングルマザー、生活困窮の方、未成年のシングルマザー、そういった方がおありまして、そういった方にもお会いして、その後継続的に支援ができる体制が整えられたというところで大きな効果がございました。

○**吉田(千)委員** 本当にこういったことで、今までなかなか言葉をいただけなかった、あるいは相談いただけなかった、そういった方に寄り添っていただいている現状をお聴きしまして大変うれしく思います。御苦勞もお掛けしますが、今後ともよろしくお願い申し上げます。

○**矢口委員長** それでは、第4款衛生費のところからお願いいたします。

○**水田健康増進課長** 決算書の212、213ページをお開きいただきたいと存じます。4款衛生費、1項保健衛生費でございます。1項保健衛生費の執行率につきましては、68.7パーセントとなっております。1目保健衛生総務費につきましては、健康増進課の職員と、こども包括支援課の母子保健事業担当の職員合計39名、それから、健康増進課と、こども包括支援課の会計年度任用職員の8名の人件費や各種団体への負担金や補助金が主な経費となります。執行率につきましては、98.7パーセントとなっております。212ページの左から5列目、補正予算額につきましては、第4回の定例会でコロナワクチン対策室の人件費の増額などを行ってございます。213ページの真ん中から少し下の18節負担金補助及び交付金のうち補助金につきましては、備考欄記載のとおり献血の普及等推進活動を行っております土浦市献血推進協議会と土浦市医師会附属の准看護学院に対する運営補助となります。つづきまして、2目予防費でございます。執行率につきましては、54.9パーセントとなっております。予防費は予防接種法に基づき実施いたします通常分の予防接種に係る

経費と新型コロナウイルスワクチンの接種、こちらにつきましては予防接種法に基づく特例臨時接種となりまして、その経費となっております。こちらの補正予算額でございますが、8億9,500万ほど補正をさせていただいております。合計で6回補正の議決をいただいております、コロナワクチンの対象年齢の引下げや接種回数が増などによるものとなっております。また、そのお隣の繰越額につきましては1億3,300万余円と、令和3年度から令和4年度に繰越しをさせていただいておりますが、その内容といたしましては一つ目としてコロナウイルス感染者の自宅療養者への食料品等の支援物資や手指消毒液購入費用に係るもののほか、新型コロナ関連では、令和3年度の最後の議会で補正をさせていただいた小児接種に係るものにつきましては事務手続や接種などが令和4年度になることから、ほぼ全額を繰越しさせていただいております。1ページおめぐりいただきまして、214、215ページをお願いいたします。7節報償費でございますが、イオンモール土浦において実施をしておりました集団接種会場での医師、看護師、薬剤師等への謝礼となります。11節消耗品の需用費の消耗品につきましては、コロナワクチン対策室の事務用消耗品や集団接種会場で使用する消耗品等、それから、手指消毒液の購入費用などとなります。印刷製本費につきましては接種券関連の説明書など、皆様のお手元にも届いていると思っておりますが、広報紙と一緒に配布をいたしました新型コロナウイルス接種に関するお知らせのチラシ、それから、接種案内のはがきなどとなっております。11節役務費の通信運搬費はそれらの接種券やお知らせ、はがきなどの郵送料で、手数料につきましてはコロナワクチンの予防接種の国保連合会への事務手数料となります。12節委託料の備考欄1番目の各種予防接種委託料につきましては経常的な予防接種に係る医療機関への委託料、三つ目の子宮けいがん予防接種委託料は令和4年度から接種勧奨が再開されたことから増額となっております。委託料の下から二つ目、ワクチン接種委託料につきましては令和4年度におけるコロナワクチン接種の分となりまして、コロナワクチン接種者数は延べで17万990人となっております。216、217ページをお願いいたします。22節の償還金利子及び割引料の備考欄1点目、感染症予防事業費等国庫負担金返還金につきましては、令和3年度に実施をいたしました緊急風しん抗体検査事業に係る国庫負担金の超過交付分を返還したものでございます。2点目の疾病予防対策事業費等補助金返還金につきましては、こちらも令和3年度に実施をいたしました高齢者等PCR検査の助成事業に対して国庫補助金超過分を返還したものととなります。最後の令和2年度新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金返還金につきましては、コロナのワクチン接種が令和2年度中に開始されることを見込みまして負担金を歳入いたしました結果的に2年度中に支払が発生しませんでしたので、その歳入分を全額返還したものととなります。つづ

きまして、3目地域医療対策費でございます。こちらは、休日緊急診療や病院群輪番制病院運営事業及び寄付研究部門などに係る経費となります。執行率につきましては、97.8パーセントでございます。はじめに、補正予算額の3,160万につきましては、原油価格物価高騰等総合緊急対策として新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業といたしまして、事業者に対する補助がその中で示されましたことから、その影響を受けている医療機関に対して支援をしたもので、10月の臨時会において補正予算の議決をいただいております。それでは、隣のページにいただきまして、12節委託料、休日緊急診療委託料につきましては、在宅当番医制で実施をしております休日緊急診療の委託料で、土浦市医師会と土浦市歯科医師会に委託をしております、診療科目は内科、外科、歯科の3科目となっております。その下の18節負担金補助及び交付金の備考欄一つ目、病院群輪番制病院運営費補助金につきましては、夜間の入院治療を必要とする重症救急患者の医療を確保するため実施しているものでございまして、協力病院であります土浦協同病院、東京医科大学茨城医療センター及び霞ヶ浦医療センターへの補助金となります。二つ目、公的医療機関運営支援補助金につきましては、土浦協同病院が行う救急医療に対して特別交付税制度を活用した運営補助を行い、医療体制の強化を図っているものでございます。つづきまして、三つ目、救急医療体制強化支援補助金につきましては、救急隊により搬送された傷病者の受入人数に応じた補助を行い、救急医療体制の強化を図るもので、神立病院と県南病院に助成しているものでございます。最後に、医療機関支援補助金につきましては、補正予算のところでも御説明したとおり、電気代高騰の影響を受けている医療機関に対して支援をしたものでございます。25節寄付金は、筑波大学に設置した寄付研究部門に係る寄付金で、令和4年度から令和8年度までの第3期分の初年度分となるものでございます。つづきまして、4目市民健康管理費でございます。こちらは、栄養相談や食生活改善及び運動普及推進事業など、市民の健康づくりに関する経費となります。執行率は、96.6パーセントでございます。12節委託料、市民の健康づくりを推進している食生活改善推進協議会、土浦市運動普及推進連絡協議会への委託料となります。まず、食生活改善推進員につきましては、令和4年度、10名の方に養成講習を受講していただき、116名の体制で協議会を運営してございます。令和4年度は感染対策を行い、活動を実施することができてございます。また、料理レシピを提供しているクックパッドにも登録をさせていただき、食改さんの料理も公開してございます。それから、運動普及推進員につきましても9名の方に養成講習を受講していただき、113名の体制で協議会を運営してございます。こちらでも感染防止を徹底しまして、全8地区で支部ウォーキング大会を開催いたしました。また、健康まつりにつきましては、会場をイオンモール土浦に移して開催

をさせていただきます、延べ参加者数4,800人に参加をしていただき、健康増進などをPRすることができてございます。つづきまして、218、219ページをお願いいたします。5目の健康増進事業費につきましては、生活習慣病予防のための健康診査や各種がん検診に係る経費を実施している事業でございます。今回の定例会で補正予算を計上しておりますものも、こちらの目で実施しているものでございます。執行率につきましては、86.8パーセントとなっております。10節の需用費、印刷製本費は、がん検診受診率向上のためのリーフレットや受診勧奨、再勧奨のはがきや検診票などとなります。また、11節役務費につきましては、受診勧奨、再勧奨の通知の郵送料が主なものとなっております。12節委託料、各種がん検診等の委託料で、土浦市医師会、茨城県医師会及び茨城県総合健診協会に委託をして実施したものでございます。対前年比で、全体では2.9パーセントの増加となっております。備考欄の2番目に胃がんにつきましては5.1パーセントの増、子宮がんが3.7パーセントの増、乳がんが3.9パーセントの増、大腸がんが5.4パーセントの増、胸部検診が2.8パーセントの増と、5がんと言われるがん全て増加となっております。18節負担金補助及び交付金の生活習慣病予防対策推進事業負担金でございますが、こちらは、茨城県医師会が実施する生活習慣病予防対策事業に対しまして県と市町村で2分の1ずつ負担金を出して実施しているものでございます。

○佐藤こども包括支援課 6目母子保健事業につきまして、こども包括支援課で御説明いたします。220、221ページをご覧ください。6目母子保健事業費は母子保健法に基づき実施する妊産婦及び乳幼児の健診、相談事業等の実施に係る経費で、執行率は89.5パーセントです。補正予算額978万6,000円につきましては、妊婦健診と乳児健診の個別健診受診件数が減少したことから、医療機関への委託料を減額したものと、令和3年度分の国庫負担金等の額の確定に伴う返還金について増額補正を行ったものとなります。7節報償費は、保健センターを会場に行う集団健診などに従事する医師、看護師、栄養士、乳児家庭訪問を行う助産師等への謝礼になります。12節委託料は、医療機関での母子の個別検診等の委託料で、土浦市医師会、歯科医師会、県医師会などに委託して実施したものです。妊婦乳児健診については、妊娠中に14回、乳児期に2回研修を受けるための経費で、受診件数の減により減額補正いたしました。19節扶助費の未熟児養育医療給付費は、入院、療育が必要な未熟児の医療費の自己負担分を公費負担するもので、17名分の給付がありました。

○水田健康増進課長 つづきまして、222、223ページをお願いいたします。7目の診療所費でございます。こちらは、土浦市保健センターに併設しております休日緊急診療所の運営に係る経費でございます。執行率は、91.6パーセントとなっております。補正予算の300万円の減につきましては、医薬材料費の執行見込みによ

るものでございます。1節報酬は、診療所の管理者、看護師及び事務員の報酬でございます。10節の需用費は、診療所で使用する医薬品が主なものでございまして、コロナによる受診控えが少なくなり、令和3年度と比較しますと、5.4倍となっておりますが、コロナ禍前の状況にまではまだ至ってない状況でございます。12節委託料、休日緊急診療所委託料につきましては、診療所の医療業務を土浦市医師会と土浦薬剤師会に委託をして運営しているものでございます。ちなみに、令和4年度の利用状況でございますが、夜間の診療日数221日で延べ469人、1診療日当たり2.1人、昼間の診療日数272日に対して726人、1診療日当たり10.1人となっております。8目保健センター費は、土浦市保健センターと土浦市保健センター新治分室の2施設の維持管理に係る経費となります。執行率は、90.8パーセントでございます。補正予算額の196万1,000円につきましては、電気代高騰による光熱水費を140万円増額したものと、明治安田生命保険から御寄附をいただきましたもので、その寄付金を活用して消耗品等の増額補正を行ったものでございます。10節の光熱水費は、対前年度比で23.1パーセントの増加となっております。12節の委託料は、施設管理に伴うもので、例年とおりの執行状況となっております。

○矢口委員長 それでは、ただ今の件について質問等を受けたいと思いますが、いかがでしょうか。

○吉田(千)委員 4目市民管理費ということで、健康増進課水田課長に1点だけお伺いいたします。健康まつり、イオンモールでの開催ということで、4,500名の方が参加というふうに先ほどお伺いをいたしました。以前、保健センター内でされておりましたが、イオンモールでやることによって密が避けられるという、そういう状況があるなというふうに、私はそういう点では良いかなというふうに感じているところでございますが、以前に比べての参加人数はいかがだったのか、お伺いできればと思います。

○水田健康増進課長 イオンモールで開催する前、コロナ禍前は保健センターと医療センターの駐車場の一部をお借りして実施をしてございました。それまでは大体2000名の方の参加をいただいて開催していた状況でございます。なぜイオンモールに移ったかと申しますと、医療センターの敷地を有効利用するというところで、医療センター側のほうで民間の事業者等に貸付けを行うことを予定しておりまして、それがちょうど今回の開催のタイミングとぶつかったものですから、保健センターだけではちょっとスペースとして狭いということで、選挙などでも使わせていただいておりますイオンモールのほうに御相談をさせていただいて、全館をお貸しいただけるという形になりましたので、イオンモールで開催に至ったという経緯がございます。

○吉田委員 そうしますと、今回はそういった状況があつてイオンモールさんということで、人数も増えてよろしいというふうに私も思います。それで、今後もイオンモールさんということで考えておられるということでもよろしかったでしょうか。

○水田健康増進課長 今年度実施させていただいて、その後にイオンモールさんのほうにお話に行って、来年度以降のお話もさせていただいておりますけれども、来年度以降も今のゼネラルマネージャーの方はやっていきたいというお話をいただいておりますので、来年度も引き続きイオンモールを使って実施していきたいと考えてございます。

○吉田(千)委員 健康に対する取組が更に深まることを願っておりますので、お世話になりますが、よろしくお願ひしたいと存じます。

○根本委員 212ページに土浦市献血推進協議会補助金と書いてありますが、具体的にこの補助金というのがどういったことに使われているのかなということと、私自身も今まで病院に勤めていた時にたまに献血をやっていたのですが、コロナ禍もありましたし、どのぐらいの方がやっていらっしゃるのか、分かれば教えていただきたいと思ひます。

○水田健康増進課長 献血の費用につきましては、献血に御協力いただいた方への返礼品、それから、50回、100回、200回と回数たくさんやっていただいております方を表彰する形で、その謝礼の物品と消耗品等を購入する費用に充ててございます。献血者の実績でございますが、令和4年度に献血で申込みをしていただいた方は延べで4,440人、その中から不適格者が中にごございますので、4,084人の方に献血を実施していただいております。こちらはコロナの影響をそれほど大きく受けているものではございませんで、令和3年度に献血をしていただいた方は4,121人、令和2年度は4,028人、令和元年度が3,991人と、大体4,000人前後で推移しているような形でございます。引き続き献血車をイオンモールにも出してございますが、市内の高校などでも実施をしていただいております。今実施していない高校などにもこれからお話をさせていただいて、献血の母数を増やしていきたいと考えてございます。

○根本委員 私自身もしっかりやっていきたいと思ひます。

○矢口委員長 3目地域医療対策費の寄付講座のところですが、こちらの不用額が発生した理由を教えてくださいませか。

○水田健康増進課長 寄付講座につきましては、令和4年から令和8年度の分について債務負担行為を設定させていただいております。毎年8,228万円、この算出根拠というのが筑波大から教授の方4名、講師の方1名ということで、人件費のほうを算出させていただいて、教授4名、講師1名で予算のほう、債務負担をとってござ

います。その中で、教授が実際に張り付いた形が3名で、教授、講師のほうが2名という形で、来ていただく方がちょっと違った関係で、人件費のほうが少し安くなってしまったような形でございます。ただ、診療内容、教育研究に係る部分については、それで影響は出てないと考えてございます。引き続き債務負担では4名、1名という体制をとってございますので、それを目指して要望していきたいと考えてございます。

○矢口委員長 人数がもしかして減ってしまったのかなと心配したのですが、そういうことであれば、心配なかったです。引き続きこちらは力を入れて、派遣していただけるように働きかけをよろしく願いいたします。ほかにございますか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 それでは、この件はここまでとして、第4款が終わったので、報告書に盛り込む意見を確認したいと思えます。自分で言っておいてなのですが、今の寄付講座の人員の確保は是非お願いしたいと思うのですが、盛り込ませていただいてよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○矢口委員長 ありがとうございます。ほかに何か盛り込む点がありますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 それでは、次にまいりたいと思えます。第9款をお願いいたします。

○塚本教育総務課長 決算書の304、305ページをお願いいたします。教育費、1項教育総務費について説明をさせていただきます。1目教育委員会費は、教育委員及び教育委員会定例会等に係る経費でございます。主な支出は、1節報酬、教育委員4名分でございます。その他につきましては、経常的な支出でございます。2目事務局費は、教育委員会事務局の運営等に係る経費でございます。補正予算について主なものは、9月補正において、地方公務員等共済組合法の改正により2款総務費から9款教育費への共済費の予算分配のほか、9月及び3月議会において、決算上の剰余金を活用し、将来の学校施設の改修更新費用の財源となる市立学校施設整備基金積立金について増額補正をしております。また、教育委員会バス運転管理委託料につきまして、契約額の確定及びコロナ禍の影響によりバス運行日数が減少したため、3月議会で減額補正をしております。それでは、305ページに記載の各節について御説明をさせていただきます。1節報酬は、会計年度任用職員等13名のほか、学校評議委員93名等の報酬が主なものでございます。2節給料から307ページ、4節共済費までは、教育長と教育委員会事務局一般職員の計21名分の人件費が主なものでございます。7節報償費は、特別支援巡回相談員5名分が主なものでございます。9節交際費は、教育長交際費13件分でございます。10節需用費はトナー、コピー用紙等の消耗品費、公用車燃料費のほか、修繕料は公用車車両修繕、教育相談室のエアコン

修繕、同じく教育相談室の裏門扉の施設修繕などがございます。11節役務費は、通信運搬費の学校向けインターネット利用料が主なものでございます。12節委託料の主なものは備考欄一つ目、教育委員会バス3台の運転管理委託料のほか、備考欄六つ目、外国語指導助手配置委託料は小中義務教育学校に外国語指導助手ALTを18名配置したものでございます。備考欄下から五つ目、小中学校パソコンメンテナンス委託料は、小中義務教育学校で使用するパソコンの修繕及びメンテナンスに係る委託料でございます。下から四つ目、スクールロイヤー委託料は令和4年度新規事業で、学校におけるトラブルや問題を未然に防止するとともに、法的な知見に基づき適切な問題解決を目指すために行ったスクールロイヤーによる法務相談及び管理職対象研修、新規採用職員研修、いじめ対応に関する研修等に係る委託料でございます。下から三つ目、学校ICT支援員委託料は、小中義務教育学校の先生方のパソコンの円滑な操作の支援を目的とした学校ICT支援員3名分の委託料でございます。その下、標準学力調査委託料は、2年生から9年生までの全小中義務教育学校の児童生徒に対して学力や生活状況調査を実施することにより学力の向上を図るものでございます。備考欄一番下、学力向上対策研究委託料は令和4年度新規事業で、教員の指導力を高めるために指定校に著名な講師を招き、新たな指導方法を学ぶための研究委託料でございます。308、309ページをお願いいたします。備考欄、草刈委託料から浄化槽清掃委託料は、廃校となった小学校4校分の施設管理委託料でございます。13節使用料及び賃借料は、備考欄三つ目のパソコン使用料が主なもので、小中一貫ICT活用事業での電子黒板やWeb会議システム賃借料等でございます。五つ目のサーバー使用料は、学校のインターネットサーバー使用料でございます。14節工事請負費は、旧山ノ荘小学校屋外便所ほか、給水管改修に係る工事費です。なお、当初予算において見込めなかったため、委託料より流用し、工事を実施してございます。18節負担金補助及び交付金の負担金について主なものは、備考欄の一番下、派遣指導主事市町村負担金で、県教育委員会からの派遣指導主事7名分の負担金でございます。310、311ページをお願いいたします。補助金についてでございます。一つ目の小学生育英事業補助金は、経済的理由により高校進学が困難な者に対し月額7,000円を給付するもので、対象者34名分でございます。二つ目、土浦市教育教諭研究会補助金は、国語や算数など、23の教科領域の研究部を有する土浦市教育研究会に対する補助金でございます。24節積立金の備考欄一つ目、市立学校施設整備基金積立金は、9月及び3月に補正を行っており、将来の学校施設の改修、更新費用の財源として積立てを行ってございます。

○矢口委員長 ただ今の点につきまして質問等ございますか。

○**福田委員** 309ページにアスベスト調査委託料というのがありますが、現状で土浦の公共施設、学校等でまだこのアスベストの調査で処理がされていないところが今どのくらいあるのでしょうか。

○**塚本教育総務課長** 基本的にはアスベストのほうの部分に問題ある箇所はございませんが、工事等において例えば壁を剥がすとか、そういった時に壁材のほうにアスベストが含まれているかどうか、そういったものを事前に工事等の場合、修繕も含めまして検査するために出てくるような形の委託料でございます。

○**福田委員** アスベストはほんの微量でも、肺に入るともう一番危険な状態になりますから、引き続きよろしくをお願いします。

○**矢口委員長** 1点伺います。委託料の中の教育委員会バス運転管理委託料、307ページですね。教育委員会のバスが何台で、およその稼働率等がもし分かれば御報告いただきたいと思えます。

○**塚本教育総務課長** 教育委員会バスは3台保有しております、バスの運転手の派遣をお願いしているバス管理の委託料となっております。稼働率につきましては、コロナ禍前は平均170日ということで稼働してございましたが、令和4年度の実績としては1台当たり113日の稼働で行っているものでございます。

○**平岡委員** 307ページ、下から四つ目のスクールロイヤーの委託料ということで、新規事業ということで始まったということなのですが、具体的なことは個人情報等もあるのでお答えするのは難しいと思えますが、主にどういった内容の相談がありましたでしょうか。

○**田上指導課長** スクールロイヤーの委託料の御質問ですけれども、今回令和4年度中に相談業務という形で弁護士のほうに相談をした学校は全部で5校ございました。小学校、中学校を含んで5校になりますが、基本的には保護者のクレームに対する学校側の対応の仕方についての相談、具体的には子供同士でSNSで誹謗中傷を行った件についてそれらを収めるために、保護者同士が非常にヒートアップしてしまったということについてどのように学校が間に入って収めていったら良いかというような相談、さらに、いじめ問題が発生し、そのいじめ問題を解決していくためにどのような形で子供たちに調査をし、保護者に理解を求めるかといったことについての法的な立場からの相談が3件ございました。それ以外としては、人間関係がこじれてしまった子供たちに対してどのように接していったら良いかというようなところでの相談活動が残りの部分でございます。

○**平岡委員** これからますますそういう問題が増えてくるかなと思えます。しっかり私たちも支援をするところで、また、現場のスクールロイヤーの皆様にも頑張ってくださいと思います。

- 田上指導課長 しっかりと取り組んでまいりたいと思います。
- 田中副委員長 309ページの13の使用料及び賃借料のパソコンの使用料は何台なのでしょう。そのシステム使用料とサーバー使用料はまた別だから、パソコンだけのということでしょうか。
- 塚本教育総務課長 パソコンの使用料でございますが、こちらに記載の内容につきましては、各小中学校、義務教育学校に配備しております電子黒板459台分の賃借料でございます。
- 田中副委員長 新しく入れた電子黒板ですね。確か何年か前に。
- 塚本教育総務課長 電子黒板につきましては、電子機器で耐用年数が四、五年ということもございますので、5年サイクルで入替えでございます。ですので、学校単位、中学校単位とかで順次入替えをしている状況でございます。
- 田中副委員長 各学校全部入っていますよね
- 塚本教育総務課長 入ってございます。
- 田中副委員長 結構見やすく良いと思います。
- 矢口委員長 私のほうからもスクールロイヤーの件でもう少しお伺いしたいと思いますが、この委託はどのような契約になっているのかということと、具体的に一つの相談当たり幾らというような費用発生なのか、それとも、年間契約とかそういうところを教えてくださいませんか。
- 田上指導課長 スクールロイヤーの弁護士との委託契約についてですけれども、委託契約をしている内容は、法務相談に関して相談業務、同席業務、講師業務の三つの業務の委託を行っております。さらには、教職員への研修という形でスクールロイヤーに来ていただいて、管理職対象であるとかそういった研修を行っておるものでございます。費用については、相談業務については1回30分で、5,500円が相談業務の金額でございます。同席業務については、時間は無制限というわけではないのですが、1回当たり5万5,000円が同席業務の金額でございます。研修業務につきましては、1回当たり1万3,000円の単価で契約をさせていただいているところでございます。
- 矢口委員長 こういう法律の専門家、出番というかこういうところに頼る部分は今後もきっと増えていくでしょうし、やっぱり頼りになる存在なのかなと思います。そこでちょっと心配になるのは、当初の予算のことを考えるあまり、本当はもっと相談したいんだよなとか、そういう制約とかはあったりしますか。
- 田上指導課長 予算関係につきましては、新規の事業であったのですが、やはり相談をしっかりと受けられる体制を整えるということで、少し多めに予算の方は取らせていただきましたので、どちらかという各学校のほうで相談を遠慮してしまうよ

うな傾向もございましたので、積極的に困りごとがある場合には、法的な立場からの対応についてしっかりと相談をするということを学校のほうには指導いたしまして、しっかりと予算を執行できるような形で進めていきたいと考えております。

○矢口委員長 ということ、もちろん法律の専門家の出番がないに越したことはないでしょうけれど、現実的にはきつといっぱいあるでしょうし、そこをためらわないように、是非今言われたように現場のほうにもお伝えいただければと思います。また、これは指摘事項として入れてはどうかと思うので、平岡さんどうでしょうか。

○平岡委員 はい。

○矢口委員長 そのようにいたしたいと思います。ほかはどうでしょうか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 ないようですので、次にまいりたいと思います。

○塚本学務課長 つづきまして、2項小学校費について説明をさせていただきます。資料のほうは310、311ページをお願いいたします。1目学校管理費は、市内の小学校15校、新治学園義務教育学校前期課程及び廃校となった小学校の管理運営に要する経費です。補正予算について主なものでございますが、小学校プール施設の補修工事に係る工事請負費でございまして、9月補正を行っております。繰越額は、小学校受変電設備機器更新工事に要する経費です。それでは、311ページに記載の各節について説明いたします。1節報償費、3節職員手当等及び8節旅費は、学校管理員のほか、小学校及び新治学園義務教育学校前期課程の業務に従事する会計年度任用職員等の人件費でございます。10節需用費は、小学校等の管理運営に係る経費です。備考欄4項目目の光熱水費でございまして、電気、ガスの使用料金の高騰に伴いまして、12月補正を行っております。なお、不用額でございまして、令和5年1月からの国の電気事業者への価格激変緩和対策によりまして料金が軽減されたため、生じたものでございます。5項目目の修繕料の主なものは、上大津東小学校プールサイド給水管漏水修理費ほか69件の施設修繕や物品修繕などの支出でございまして、12節委託料は、小学校等の施設整備の維持管理等に係る委託業務でございまして、311ページから315ページまでに記載のとおり、定例的な委託でございまして、314、315ページをお願いいたします。備考欄一番上の訪問看護委託料は、法律の施行により、医療的ケアが必要な児童のケアを行うため、小学校3校に看護師を派遣した委託料でございまして、13節使用料及び賃借料は、備考欄上から5項目目のパソコンの使用料でございまして、教職員の校務用パソコン453台分の借上げに係る経費でございまして、備考欄下から2項目目の屋内運動場及び校舎等に係るLED照明器具の借上料でございまして、14節工事請負費は、各学校の施設整備工事費です。備考欄下から2項目目の小学校受変電設備機器更新工事は、都和南小学校及び乙戸小学校に係る工

事で、前年度繰越事業分でございます。その下の小学校プール施設補修工事は、施設の老朽化に加え、コロナ禍によりプールを使用していなかったことから、防水シートや給排水設備の劣化が進行し、プール学習が再開できない状況であったため、学校間のプール共用化、民間施設の利用、水郷プールの活用など、可能な限り有効利用を図った上で、11校分について9月補正を行いまして、令和5年度に向けて補修工事を実施したものでございます。なお、不用額につきましては、神立小学校プール修繕におきましてプール水槽直下の配水管から漏水が確認され、また、その際に地盤沈下も確認されたため、既存の施設の修繕は不可能という判断に至りまして、工事を取りやめたことによる契約残が主なものでございます。17節備品購入費は、学校における感染症対策備品を購入するため、9月議会において補正を行っております。つづきまして、2目教育振興費でございますが、補正予算の主なものは、GIGAスクール構想に基づくタブレット端末の追加整備に当たり、入札により購入価格が低額となったことから、3月議会で減額補正を行ったものです。繰越金は、ただ今御説明いたしましたタブレット端末の追加整備に係るもので、令和3年度からの繰越金です。それでは、315ページ記載の各節について説明をいたします。1節報酬は、理科支援員11名の報酬です。10節需用費は、小学校一年生のタブレット端末及び指導者用タブレット端末の購入を行ったものでございます。12節委託料は、総合的な学習の時間の推進及び工夫改善のための研究委託料やタブレット端末の同時利用時におけるネットワーク通信障害等の調査委託料です。316、317ページをお願いいたします。13節使用料及び賃借料は、備考欄1項目目のパソコン使用料でございますが、小学校のパソコン教室用パソコン及びGIGAスクール構想による児童1人1台のタブレット端末などのリース料でございます。3項目目の権利使用料は、オンライン授業等における著作権使用の許諾に係る授業目的公衆送信補償金でございます。18節負担金補助及び交付金は、各学校で実施しております観劇音楽鑑賞に係る一部補助金でございます。コロナ禍の影響により、小学校及び義務教育学校前期課程、全16校のうち12校で実施というような状況でございます。19節扶助費は、就学援助費として要保護及び準要保護世帯等の児童669人分、特別支援教育就学奨励費としまして、特別支援学級で学ぶ児童278人分の学用品費、修学旅行費、給食費等に対する援助費でございます。

○塚本教育総務課長 3目学校建設費について教育総務課から説明をさせていただきます。補正予算について主なものは、上大津地区統合小学校整備事業において、建設候補地見直しに伴い先送りとなった委託料及び公有財産購入費につきまして、3月議会で減額補正をしてございます。また、東小及び都和南小の長寿命化改良工事に係る工事請負費等のほか、トイレ洋式化に伴う工事請負費について、国の交付金が令和

5年度から4年度に前倒し内定があったことから、3月議会で増額補正をしております。また、3月増額補正分につきまして、年度内の事業完了が見込めないことから、翌年度繰越額の欄の繰越明許費にございますように、令和5年度に繰越しをしたものがございます。繰越事業費、繰越額は、上大津地区統合小学校に係る不動産鑑定料等の役務費、測量調査委託料のほか、神立小学校屋内運動場及び特別教室等長寿命化改良工事に係る工事請負費等の令和3年度繰越しでございます。つづきまして、317ページの各節について御説明をさせていただきます。11節役務費につきましては、前年度繰越事業で、上大津地区統合小学校整備事業に係る補償物件調査手数料及び土地評価鑑定等業務の鑑定料でございます。12節委託料、備考欄一つ目は上大津地区統合小学校整備事業に係る敷地測量調査委託料で、前年度繰越事業でございます。備考欄二つ目、統合小学校整備基本計画策定見直し委託料は、建設候補地の見直しに伴い、基本計画の一部修正を行ったものでございます。備考欄三つ目、小学校長寿命化改良事業実施設計委託料は東小、都和南小、乙戸小の長寿命化改良事業に係る設計委託料で、備考欄下から五つ目は前年度繰越事業、神立小屋内運動場長寿命化改良工事に係る工事管理委託料でございます。その下、耐力度調査等委託料は、真鍋小及び乙戸小学校について実施しております。なお、新型コロナウイルス感染症の影響により年度内の事業完了が見込めなかった都和南小長寿命化改良工事に係る設計委託料のほか、3月補正分の東小及び都和南小長寿命化改良工事に係る工事完了委託料について、令和5年度に繰越しをしております。また、不用額につきましては、真鍋小の長寿命化改良事業実施設計を取りやめたことによる契約残のほか、各契約残及び繰越残によるものでございます。13節使用料及び賃借料は、3月補正分の都和南小長寿命化改良工事に係る仮設校舎賃借料で、令和5年度に繰越しをしております。318、319ページをお願いいたします。14節工事請負費、備考欄一つ目は、神立小学校屋内運動場及び特別教室棟長寿命化改良工事費のうち、12月補正で実施をした追加工事分です。備考欄二つ目と三つ目は、同じく神立小の長寿命化改良工事費の前年度繰越事業分でございます。なお、コロナ禍により一部消防設備機器の遅延により、年度内の工事完了が見込めなかったため、荒川沖小及び土浦二小消防設備等更新工事について、5年度に繰越しを行ったほか、3月補正分のトイレ洋式化のための工事費、東小及び都和南小の長寿命化改良工事費についても5年度に繰越しをしております。16節公有財産購入費は、統合小学校建設候補地について見直しとなり、先送りとなったため、3月に減額補正をしております。

○塚本学務課長 つづきまして、3項中学校費について説明をさせていただきます。

1目学校管理費は、市内の中学校7校及び新治学園義務教育学校後期課程の管理運営に要する経費です。補正予算について主なものは、中学校プール施設の補修工事に係

る工事請負費について、9月及び3月で補正を行っております。それでは、319ページに記載の各節について説明いたします。1節報酬、3節職員手当等及び8節旅費は、学校管理員のほか、中学校及び新治学園義務教育学校後期課程の業務に従事する会計年度任用職員等の人件費でございます。10節需用費は、中学校及び新治学園義務教育学校後期課程の管理運営に係る経費です。備考欄4項目目の光熱水費でございますが、電気・ガスの使用料の高騰に伴いまして、小学校費と同様に12月に補正を行っております。先ほども御説明いたしましたが、不用額につきましては、国の緩和対策によりまして料金が軽減されたため生じたものでございます。5項目目の修繕料の主なものは、新治学園義務教育学校北校舎汚水ポンプ修繕ほか36件の施設修繕や物品修繕などの支出でございます。12節委託料は、中学校等の施設設備の維持管理に係る委託業務でございます。320、321ページをお願いいたします。13節使用料及び賃借料は、備考欄上から5項目目のパソコン使用料でございますが、教職員の校務用パソコン302台の借上げに係る経緯でございます。備考欄下から2項目目の屋内運動場及び校舎等に係るLED照明器具の借上料でございます。14節工事請負費は、各学校施設の整備工事を行ったものでございます。322、323ページをお願いいたします。備考欄、中学校プール施設補修工事費は、小学校費同様、不具合のございました中学校6校のプール改修工事について、9月補正を行いまして、令和5年度に向けて補修工事を実施してございます。また、工事を進めていく中で防水シートの全面張り替えが必要となりました4校につきましては、3月議会で補正を行っております。なお、年度内完了が見込めなかったため、令和5年度に事業を繰り越しております。17節備品購入費は、小学校費同様、学校における感染症等対策備品を購入するため、9月議会において補正を行ったものでございます。つづきまして、2目教育振興費でございますが、補正予算の主なものは、タブレット端末の同時利用時におけるネットワーク通信障害等の調査委託料について、9月議会において補正を行ったものでございます。繰越金は、タブレット端末の追加整備に係るもので、令和3年度からの繰越しでございます。それでは、323ページに記載の各節について説明をいたします。12節委託料は、小学校費と同様に総合的な学習推進研究委託料やタブレット端末のネットワーク通信障害等の調査委託料でございます。13節使用料及び賃借料は、小学校費と同様、中学校のパソコン教室用パソコン及びGIGAスクール構想により配慮しました生徒1人1台のタブレット端末等のリース料等でございます。18節負担金補助及び交付金は、観劇音楽鑑賞に係る一部補助金でございます。コロナ禍の影響によりまして、中学校及び義務教育学校後期課程、全8校のうち6校で実施というような状況でございます。19節扶助費は、要保護及び準要保護世

帯などの生徒419人、特別支援教育就学奨励費としまして特別支援学級で学ぶ生徒101人分の学用品費、修学旅行費、給食費等に対する援助費でございます。

○塚本教育総務課長 3目学校建設費につきまして、教育総務課から説明をさせていただきます。補正予算につきまして主なものは、四中校舎棟長寿命化工事2期分の工事請負費等のほか、トイレ洋式化に伴う工事請負費について、国の交付金が令和5年度から4年度に前倒し内定があったことから、3月議会で増額補正をしております。なお、いずれも年度内の事業終了が見込めないことから、翌年度繰越額の欄の繰越明許費でございますように、令和5年度に繰越しをしたものでございます。繰越事業費、繰越額については、一中、三中の昇降機設置に係る実施設計委託料のほか、四中校舎棟長寿命化改良工事1期工事部分等の令和4年度繰越しでございます。324、325ページをお願いいたします。つづきまして、325ページの各節について御説明をさせていただきます。12節委託料、備考欄一つ目、前年度繰越事業で一中及び三中の昇降機設置に係る実施設計委託料でございます。備考欄二つ目、長寿命化改良事業実施設計委託料及び備考欄下から二つ目、耐力度調査等委託料は、都和中屋内運動場及び二中武道館に係る委託料でございます。13節使用料及び賃借料は、前年度繰越事業で、四中長寿命化改良工事に伴う仮設校舎借上料でございます。14節工事請負費、備考欄一つ目は、前年度繰越事業で、三中昇降機設置工事の前払金でございます。備考欄二つ目、同じく前年度繰越事業で、四中長寿命化改良工事の前払金でございます。備考欄下から三つ目の五中駐車場舗装工事、一番下の五中多目的室改修工事は、特別支援学級への改修工事、前年度繰越事業でございます。なお、12節受委託料から14節工事請負費の繰越明許費につきましては、小学校費同様、コロナ禍により一部消防設備機器の遅延により、年度内の工事完了が見込めなかったため、一中消防設備等更新工事のほか、3月補正分のトイレ洋式化のための工事費、四中長寿命化改良工事2期分に係る工事管理委託料、仮設校舎借上料及び工事費につきまして、5年度に繰越しをしております。また、3年度予算を4年度に繰り越し、事業を行ってまいりました一中、三中昇降機設置工事及び四中長寿命化改良工事1期分につきまして、同じくコロナ禍により建築資材の納入が遅れ、年度内の工事完了が見込めなかったため、5年度に事故繰越しをしております。不用額につきまして、主なものは、令和3年度末に補正をいたしました四中長寿命化改良工事等の前年度予算繰越分についての額確定及び繰越残が主なものでございます。

○矢口委員長 それでは、ただ今の件につきまして委員の皆様から御質問、御意見等をお願いします。

○福田委員 313ページになりますが、プール保守点検委託費用、これは安いのではないかと思います。市内の小学校、中学校の夏休み期間中はこのプールはどうい

うふうな使用のされ方をしているのかということと、使用されていなくてもかなり汚れるわけですね。清掃については、先生や職員の皆さんも協力もしているのか。教師の皆さん、職員の皆さんはそれだけじゃなくても大変なわけですね。そういう実態があるのかどうか、その点をお聞きしたいです。

○塚本学務課長 1点目のプール学習委託料の件でございますが、こちらは、対象校が新治学園義務教育学校の前期課程と後期課程のお子さんになります。委託料としましては民間のプールの使用料ということで、本来であれば、プールの施設使用料ということなのですが、1人当たりの単価ということでやってございまして、学校から民間のプールまでの送迎につきましては別途の予算を組んでおりまして、スクールバスの空き時間を使っているという状況でございます。

○塚本教育総務課長 プールの保守点検委託料の件につきまして御説明させていただきますと、令和4年度のこちらの部分につきましては、プール授業を実施していなかったために、ポンプの点検を実施しておりました。契約変更をして通常ですと、45万程度掛かりますけれども、実施をしなかった分につきまして契約変更をしております、減額としてございます。プール清掃につきましては、学校の協力をいただいております、学校によりましては管理職、PTA等を活用している学校若しくはPTAのほうで委託をして清掃している学校等様々でございます。あともう1点ございました。夏休み中の利用につきましては中学校2校が部活動で使用しております、それ以外の学校につきましては夏休み前にプールの方を授業も含めて終了している状況でございます。

○福田委員 教職員の皆さん、職員の皆さん、相当負担が今いろいろあるわけですね。ですから、そういったプールの清掃とかそういうものはできるだけ外部委託といえますか、負担を私は軽くしてもらいたいと思います。

○矢口委員長 ほかにいかがですか。

○平岡委員 小学校、中学校におきましても今のトイレの改修工事に取り組んでいると思います。これは失礼ですが、全部洋式なのでしょうか。また、私が以前勤務しました上大津西小学校でもトイレを洋式化していただいたのですが、冷たいです。要するに暖房便座ではない。夏場は良いけれど、冬場は寒くて座れないというような状況だったので、トイレそのものがどういうふうになっているのかということが1点と、光熱費が大変今は高くなっていて負担が大きいというお話をいただきましたけれども、ソーラーパネルが載っている学校がございまして、光熱費の助けになっているのでしょうか。

○塚本教育総務課長 まず、トイレの洋式化についてでございます。トイレのほうは和式から洋式に移行を進めておりまして、今年度中に学校トイレのほうは一部プール

に付いているトイレ以外につきまして全て洋式化という形になりますので、100パーセント洋式化という形で、今年度実施予定でございます。温水便座につきましては、熱源等も必要になりまして、電気容量も異なってくるものですから、そちらの大規模な工事に伴っておりまして、そちらの部分につきましては、長寿命化の際にシャワー付き便座に変更していく予定であります。先行して一部の学校については、改修済みの学校もございますが、まずは洋式化の形で100パーセントする予定でございます。それと、ソーラーパネルにつきましては、学校のほうの事業としての活用を考えてございまして、全ての学校施設の光熱の電力、こちらのほうに売電といいますか、そういった形での供給を行っておりませんので、そちらの活用という形には至っていないような状況でございます。

○平岡委員 本当に今時のお子様たちは自分の家がトイレが洋式なもので、和式のトイレが使えないというお子さんがかなりいらっしゃいます。多分大人もそうだと思います。本当に子供たちのためにありがとうございます。よろしく願いいたします。

○矢口委員長 ほかはどうでしょうか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 それでは、ここで暫時休憩としたいと思います。

(午後2時20分休憩)

(午後2時30分再開)

○矢口委員長 再開いたします。それでは、第4項社会教育費のからお願いいたします。

○佐賀生涯学習課長 引き続き324、325ページをお願いいたします。4項社会教育費、1目社会教育総務費でございます。社会教育総務費の主なものにつきましては、社会教育に従事する職員の人件費及び家庭教育やコミュニティスクール等に係る経費が主なものでございます。補正予算につきましては、コロナの影響による駐車場利用者の減や入札差金等による減額が主なものでございます。1節報酬につきましては、社会教育委員及び学校支援ボランティア事業の報酬でございます。不用額につきましては、社会教育委員が参加する研修会等がオンライン開催に変更になったためでございます。7節報償費につきましては、コミュニティスクール推進委員会の報酬のほか、生涯学習事業による事業の各種講座等の講師に対する謝礼でございます。また、都和南小学校と菅谷小学校において県の新たな体験活動プログラムモデル事業を実施し、講師謝礼等を支払ったものでございます。327ページをお願いいたします。12節委託料につきましては、土浦市生涯学習推進計画の第4次計画が令和4年度をもって期間満了となることから、第5次計画を策定したものでございます。13節使用料のうち器具使用料と自転車借上料は、新たな体験活動プログラムモデル事業で使

用したものでございます。権利使用料につきましては、オンライン会議や研修等に活用するため、Zoomのライセンスでございませう。

○中澤文化振興課 2目文化財保護費でございませう。こちらは、主に文化財の保護と活用に係る経費でございませう。1節報酬につきましては、文化財保護審議会委員8名の委員報酬及び埋蔵文化財の確認調査作業員の報酬費でございませう。12節委託料につきましては、水戸街道松並木、真鍋の桜などの指定文化財に係る維持管理の経費などが主なものでございませう。328、329ページをお願いしませう。委託料の備考欄、上から5行目、文化財保存活用地域計画作成支援委託料は、当計画書を作成するためのコンサルタント業務でして、委託料のうち63パーセントが国庫補助金によるものでございませう。その下、霞門改修工事管理委託料及び東やぐら外壁修繕工事管理委託料は、老朽化した霞門の改修と東やぐら外壁修繕に伴う設計管理の委託料でして、二つの委託料の合計額のうち43パーセントが国と県の補助金によるものでございませう。発掘調査支援委託料は、開発行為等が行われる際に埋蔵文化財の確認調査を行ったものでして、調査作業員の報酬を含めてとなりますが、47パーセントが国庫補助金によるものでございませう。アスベスト分析調査委託料は、一色家住宅のブロック塀撤去に伴うものですが、調査の結果アスベストは検出されませんでした。14節工事請負費のうち霞門改修工事費及び東やぐら外壁修繕工事費は、先ほども申し上げましたが、老朽化した霞門の改修工事を行ったものでして、東やぐらとの間を土塀でつなげるなど、魅力的な向上を図りまして、東やぐらの外壁修繕も併せて行ったものです。二つの工事の合計額、3,788万4,000円のうち57パーセントが国と県の補助金によるものでございませう。一色家住宅ブロック塀撤去工事費は、倒壊の危険性があるブロック塀の撤去を行ったものでございませう。17節備品購入費は、県指定史跡、藤原の藤房きょう遺跡の文化財説明版を設置したものでございませう。18節負担金補助及び交付金は、全国史跡整備市町村協議会の定例的な負担金のほか、国登録無形民俗文化財霞ヶ浦の帆引き網漁の技術の調査に対する負担金及び土浦市文化財愛護の会などへの事業補助金でございませう。330、331ページをお願いしませう。一番上の備考欄、指定文化財修理費等補助金は、木田余にございませう市指定文化財、信太範宗の墓が樹木に覆われてしまったことから、周辺樹木の伐採のため、事業費の2分の1を補助したものでございませう。

○比毛上高津貝塚副館長 3目ふるさと歴史の広場管理費について主なものを御説明させていただきます。引き続き330、331ページをお願いしませう。3目の主な内容は、上高津貝塚の施設の維持管理運営、展示や講座などの教育普及事業、また、遺跡調査に係る経費でございませう。執行率は、約96.5パーセントになります。補正予算額の増額106万5,000円につきましては、電気代と冷暖房に用いる灯

油代の利用になります。使用料は、ほとんど例年どおりでしたが、エネルギー価格の高騰により支出が当初の予算を上回る見込みであったことから、12月議会で増額補正したものです。各節の説明をいたします。1節報酬は、受付事務や資料調査に従事する10名の会計年度任用職員の報酬でございます。7節報償費は、教育普及事業の講座の講師謝礼などでございます。8節旅費は、企画展の資料調査及び借用返却等に伴う旅費、会計年度任用職員の通勤に伴う費用弁償でございます。10節需用費の主なものは、展覧会のポスター、チラシ等の印刷製本費、灯油ガソリンの燃料費、電気代等の光熱水費、修繕料などが主なものでございます。下から2番目の修繕料につきましては、常設展示室の空調設備の修繕、多目的トイレの漏水の修繕などを実施いたしました。11節役務費は、電話代のほか、企画展に係る試料運搬の諸経費、水槽清掃の手数料の手数料などでございます。12節委託料は、備考欄に記載のとおり12件の委託料でございます。施設や設備の保守の管理のほか、遺跡から出土した金属製品の科学的な保存処理、また、遺跡から出土した骨や貝などの分析を委託したものでございます。13節使用料及び賃借料は、館内のLED照明のリース料のほか、備考欄に記載のとおりでございます。つづきまして、332、333ページをお願いいたします。14節工事請負費462万円は、備考欄にございますとおり、高圧受電線設備の改修工事と貝塚広場内にございます復元展示物の修繕工事になります。18節負担金、補助金及び交付金は、日本博物館協会会費ほか2件の負担金でございます。

○中澤文化振興課長 つづきまして、4目芸術文化振興費でございます。こちらは、芸術文化活動の推進や支援などに係る経費でございます。補正予算額の欄48万2,000円の増額は、文化振興基金の利子と燃料価格の高騰に伴う電気料金の上昇により、アルカス土浦管理組合に支払う負担金を12月議会において、増額補正したものでございます。繰越額の欄の100万7,600円は、新型コロナウイルス感染症対策事業臨時交付金のうち、市民会館で密を避けるために利用するパーテーションポール40台分の購入費でして、令和3年度内の納品が見込めないことから、4年度に繰越しをして購入したものでございます。予備費の欄66万円は、土浦第二小学校が大阪で開催されました全国合唱コンクール全国大会に出場が決定し、当初予算では対応できないことから、予備費により急きょ対応したものでございます。なお、大会参加の結果は、最高賞である金賞でございました。1節報酬につきましては、文化振興事業の会計年度任用職員1名と市民ギャラリー受付4名分の経費でございます。7節報償費につきましては、市美術展委員会委員の謝礼と市民ギャラリー企画展などに対する展示作品の謝礼、借用謝礼が主なものでございます。10節需用費の備考欄2項目、消耗品費の100万7,600円は、繰越額の欄で説明した市民会館のパーテーションポール購入です。12節委託料は、市美術展覧会開催委託料と市民ギャラリーの維

持管理に伴う委託料5件などです。備考欄一番下の美術品修復委託料は、市民ギャラリーが収蔵する美術作品を文化振興基金を用いて修復したものでございます。334、335ページをお願いいたします。13節使用料及び賃借料は、市民ギャラリーに伴う使用料、借上料でございます。駐車場使用料は、ギャラリー来館者のための駐車場の無料化措置による使用料でございます。18節負担金補助及び交付金の負担金は、アルカス土浦管理組合に支払う市民ギャラリーの光熱費、上下水道費、管理費などの経費でございます。補助金につきましては、文化祭開催事業に伴う文化協会などへの補助金でございます。不用額の百五十二万余円は、市民ギャラリーの光熱水費の減と文化祭事業の一部中止による事業費精算によるものです。つづきまして、5目市民会館管理費でございます。補正予算額の欄の308万4,000円の減額は、施設の指定管理委託を受けている産業文化事業団の職員の人事異動に伴う人件費の減少と夜間利用の減少に伴いまして、夜間清掃の業務委託料に減少が生じたことから、12月議会において減額補正したものでございます。予備費の欄258万5,000円は、市民会館の大道具出入口の大型ドアの改修工事を行ったもので、大型ドアのちょうつがい外れかかってしまい、倒れた場合に人命に関わることから、予備費により急きょ対応したものでございます。12節委託料は、市民会館の管理運営に係る指定管理料でございます。なお、不用額の七百九十一万余円は、当初の見込みよりも施設の利用件数が多く、収入が増加したことと、自主事業により余剰金が出たことなどにより3月末の精算時に不用額が生じたものでございます。14節工事請負費は、市民会館東側の街路灯の更新と大道具出入口の扉の改修工事を行ったものでございます。

○佐賀生涯学習課長 つづきまして、6目公民館費でございます。337ページをお願いいたします。公民館費中、荒川沖地区学習等供用施設の管理に係る経費についてでございます。12節委託料につきまして、荒川沖の地元自治会で組織する東部地区、西部地区の運営委員会に対する学習等供用施設の指定管理料でございます。つづきまして、338、339ページをお願いいたします。7目生涯学習館費でございます。こちらは、生涯学習館の管理に係る経費でございます。補正につきましては、産業文化事業団に対する指定管理料が主なものでございます。補正につきましては、光熱水費の電気料及び人事異動に伴う人件費に不足が見込まれたことから、増額補正をお願いしたものでございます。

○矢口委員長 それでは、ここまでの点について質問等ございますか。それでは、私から1点お願いします。2目文化財保護費、329ページになります。一色家住宅ブロック塀撤去工事費について、令和4年度時点での進捗状況を御報告いただきたいと思っております。

○中澤文化振興課長 寄贈を受けまして、事前文教委員会などでも御報告させていただきましたが、その後の利活用につきましては文化財保存活用地域計画、こちらのほうを進めておりまして、一色家住宅の整備活用につきまして重点事業の一つとして挙げてございます。また、今年度の一色家住宅の利活用の構想につきまして筑波大学と連携をいたしまして、どういった活用がいいのかということを検討しているところでございます。現在は博物館のほうで大規模改修工事をやっております、教育普及的な活動としまして機織教室というものがございます。こちらの機織教室の実施活動の場として一色家住宅の部屋を貸出ししまして、活用の一部として利用していただいているというふうな状況でございます。

○矢口委員長 実際にこの施設、建物に手を加えている部分は、本当にこの今回計上されているブロック塀の撤去程度なのでしょうか。

○中澤文化振興課長 今のところ、ブロック塀の撤去のみでございますけれども、建物が大分老朽化しております。それなりに手を加えた工事なども必要になってくると見込まれます。それについては、予算を計上して整備を図っていきたいと考えております。

○矢口委員長 ほかにはございませんか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 それでは、次をお願いいたします。

○木塚博物館副館長 8目博物館費の主なものを御説明いたします。内容は、施設の維持管理及び展示や教育普及事業、令和4年7月から休館しまして、大規模改修事業を実施したものでございます。補正予算額の主なものは、改修工事に係る工事費などの当初予算と入札価格との差額分を3月議会において減額補正したもの及び職員の昇給に伴う給料の差額でございます。繰越事業費、繰越額1,980万円につきましては博物館改修工事实施設計委託料で、令和3年度に実施した入札が不調となり、十分な設計期間を確保できなくなったことから、令和4年度に繰越しをしたものでございます。継続費、逡次繰越額の6,209万4,000円は、大規模改修の令和4年度から5年度継続費において令和4年度の工事出来高が年割額に達しないため、工事請負金の前払金を除く残金を繰り越したものです。工事管理委託料につきましては、全額を繰り越しました。1節報酬は、館長ほか受付職員など8名の会計年度任用職員の報酬でございます。7節報償費は、特別展シンポジウムの講師謝礼、紀要原稿執筆謝礼、体験講座講師への謝礼等でございます。8節旅費は、特別展の資料調査や返却等に伴う旅費、会計年度任用職員の通勤に伴う費用弁償でございます。10節需用費の主なものは、特別展図録の増刷、ハンドブックなどの印刷製本費、電気代等の光熱水費です。11節役務費ですが、特別展、テーマ展に関わる各種経費や大規模改修に

伴う収蔵資料の梱包移動作業の経費でございます。手数料は、歴史資料の修復などでございます。12節委託料は、主に施設設備の保守管理や収蔵資料の保存のための業務委託等でございます。継続費の通次繰越額266万2,000円は、大規模改修の工事管理委託料を令和5年度に繰り越したものです。340、341ページをお願いいたします。備考欄の八つ目でございます博物館改修工事実施設計委託料190万円は令和3年度の予算でしたが、設計期間が確保できなくなったことから、令和4年度に繰り越して支出したものでございます。13節使用料及び委託料は、備考欄に記載のとおりでございますが、五つ目の施設使用料は、大規模改修工事に伴い職員の執務のため、亀城プラザに仮事務所を借りているものでございます。14節工事請負費は、博物館改修工事の継続費、通次繰越額5,942万円は、令和4年度の工事出来高が年割額に達しないために繰り越したものです。備考欄の建築改修工事費、電気設備改修工事費、機械設備改修工事費は、いずれも工事請負金の前払金です。17節備品購入費は、絵はがきや図書など、土浦関係資料を購入したものです。18節負担金、補助及び交付金は、日本博物館協会会費ほか2件の負担金です。

○武藤図書館長 引き続き9目図書館費の御説明をさせていただきます。引き続き340、341ページの下段をお願いいたします。図書館費の主なものにつきましては、図書館の運営に係る人件費、図書購入等の需用費、図書館の管理運営に係る委託料、使用料、賃借料等の経費でございます。補正予算につきましては、職員の人事異動に伴う減額、電気料金の上昇に伴うアルカス土浦管理負担金の増額を12月議会において補正したものでございます。繰越額につきましては、コロナウイルス感染症対策事業として電子書籍の購入費用を令和3年度の1月に増額補正したものを令和4年度に繰り越したものでございます。1節報酬につきましては、図書館協議会委員等の報酬でございます。つづきまして、342、343ページをお願いいたします。2節給料から4節共済費までは、職員9人分の人件費等でございます。7節報償費につきましては、図書館主催のイベントや自主講座等の講師謝礼でございます。10節需用費の主なものにつきましては、消耗品費については、図書、雑誌、新聞等、資料の購入費が主なものでございます。備考欄四つ目の印刷製本費につきましては、図書館フェス等のポスターチラシの印刷代でございます。備考欄五つ目の修繕料につきましては、自動化書庫の部品交換、4階ロフト及びサーバー室の空調機等の故障に伴う修繕でございます。12節委託料につきましては、備考欄三つ目の図書館の運営に係る窓口運営委託料のほか、施設管理に係るエレベーター保守点検、自動ドア点検、空調設備保守点検、機械警備、清掃等の各委託料、また、所蔵図書のうち現在約19万冊を保管管理しております自動化書庫の保守委託料等でございます。13節使用料及び賃借料につきましては、備考欄一つ目の複写機使用料、五つ目の所蔵図書や利用情報を管理

する図書館管理システム使用料、下から二つ目のアルカス土浦等の駐車場の駐車料金無料化措置分の駐車場使用料が主なものでございます。そのほか権利使用料としまして、本に関する著者名、出版社簡単なあらすじなど、利用者が本を検索する際のキーワードとなる書誌データのほか、利用者へ提供するサービスとして新聞記事のバックナンバーの閲覧ができるオンラインデータベース、電子図書館、パソコンやスマートフォンで利用可能なインターネットによる音楽配信サービス等を導入しております。また、備考欄下から三つ目の権利使用料繰越分につきましては、コロナウイルス感染症対策事業として、来館せずに利用できる電子書籍1,383点を購入したものでございます。つづきまして、344、345ページをお願いいたします。8節負担金補助及び交付金につきましては、各図書館協会負担金、アルカス土浦管理負担金の経費でございます。アルカス土浦管理負担金につきましては、図書館、市民ギャラリー、銀行、学習塾の権利者で構成される管理組合に支払う負担金でございます。負担金につきましては、施設管理の運営や光熱費等に充当されております。

○木塚博物館副館長 10目市史編さん費の主なものを御説明いたします。市史編さんは、土浦の地域史編さんを目的に歴史資料の解説や資料の整理等を実施したものです。1節報酬は、古文書の解説や資料のデータ整理、入力を行う会計年度任用職員2名分の報酬でございます。10節需用費は事務用消耗品、印刷製本費は博物館ブックレット第2款、色川三郎兵衛と土浦の洪水に伴うものです。12節委託料は、市内に残る古文書を整理し、その目録の作成に伴うものです。

○佐賀生涯学習課長 つづきまして、11目青少年育成費でございます。こちらは、青少年の健全育成事業に係るもので、青少年指導室や青少年相談員の経費、成人式から名称を改めました二十歳のつどいの開催などでございます。1節報酬及び3節職員手当等は、青少年指導室等に係る人件費でございます。報償費につきましては、青少年相談員等の経費でございます。12節委託料につきましては、二十歳のつどいの駐車場警備及び動画配信でございます。13節使用料及び賃借料につきましては、青少年センターで利用する機器のリース料や、二十歳のつどいで利用するクラフトシビックホール土浦及びテントの使用料等でございます。18節負担金補助及び交付金の補助金につきましては、347ページをお願いいたします。土浦市子ども会育成連合会及び青少年相談員連絡協議会の事業に対する補助金でございます。つづきまして、12目青少年の家管理費でございます。こちらは、青少年の家の維持管理に係る経費でございます。1節報酬は、会計年度任用職員2名の報酬でございます。12節委託料につきましては、施設の維持管理に係る経費でございます。13節使用料及び賃借料につきましては、青少年の家の土地所有者5軒と契約している借地料が主なものでございます。

○矢口委員長 それでは、ここまで何かございますか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 なきようですので、つづいて、第5項からお願いいたします。

○寺崎スポーツ振興課長 346、347ページの下、下の段からお願いします。5項保健体育費、まずは1目の保健体育総務費をお願いします。保健体育総務費はスポーツ推進やスポーツ振興課全般に係る経費で、支出済額は2億145万6,727円、令和3年度に比べ61万円ほど、約0.3パーセントの減でございます。1節報酬は、スポーツ推進委員72名分、会計年度任用職員1名分の報酬です。348、349ページをお願いします。2節給料、3節職員手当、4節共済費は、スポーツ振興課、川口運動公園管理事務所等、計13名分の人件費でございます。12節委託料は、名将木内監督追悼企画展の開催委託料でございます。令和4年6月28日から7月24日までの25日間、市民ギャラリーにて開催し、3,629名の来場がございました。18節負担金補助及び交付金は備考欄に記載の上部組織である3団体への負担金、そして、スポーツ推進委員協議会への補助金ですが、例年補助額は22万6,000円ですが、9万3,000円返納し、13万3,000円の決算となりました。27節繰出金は、木田余グラウンドの用地取得に係る償還金について公共用地先行取得事業特別会計に繰り出したものでございます。つづきまして、2目社会体育振興費でございます。支出済額は、2,772万9,765円で、コロナ禍から幾分事業が復活した兆しを見せ、令和3年度歳出と比べると約1524万円多く、約25パーセントの増となりました。12節委託料において、例年ですと市民体育祭の各地区への委託料がございましたが、4年度はコロナ禍により一律中止となりましたので、643万5,000円を12月議会にて減額補正させていただきました。さらに、18節補助金補助及び交付金においては、スポーツ協会事業補助金はコロナ禍等の影響による事業縮小により140万円を返納し、小中学校児童生徒各種大会参加等補助金は一部の大会が中止になった等により3月議会にて320万円減額補正しております。ある程度の業務回復を見込んで確保しておいた補助金が結果的に御覧の不用額となっております。つづきまして、350、351ページからの3目体育施設費でございます。体育施設費では、新治グラウンドの人工芝整備工事を実施いたしましたので、支出済額が7億3,288万4,366円と、令和3年度支出より約3億8,525万円増額となり、比率では210.8パーセントとなりました。繰越明許費に記載の額は、新治運動公園多目的グラウンド人工芝改修関係の費用でございます。主な歳出ですが、1節報酬は、川口運動公園を始めとした4施設の会計年度任用職員延べ11名分の人件費でございます。10節需用費では、2行目、消耗品のうち繰越分とあるのは、令和3年度に一誠商事様から市民運動公園のベンチの寄付があったものを4年度に繰り

越して支出したものです。また、光熱水費では、電気代は10月議会にて増額補正し、水道代については3月議会において不用見込額を減額補正いたしました。12節委託料でございます。霞ヶ浦文化体育会館等管理委託に始まり、352、353ページの最後の新治運動公園人工芝グラウンド竣工式開催業務委託までの延べ33件の委託業務でございます。通年業務にない委託事業をピックアップし、御説明いたしますと、備考欄の5行目、水郷プール親子招待券作成等委託料は、中学生以下の子供とその保護者3回分、9万2,178枚を無料招待とした事業です。6月議会で補正増を行い、実施いたしました。1万8,716枚の利用があり、利用率については20.3パーセントでした。353ページに続きますが、委託料、備考欄の下から5番目の費用対効果分析委託料は、その分析結果が今年度着工予定のJ:COMスタジアムスコアボード改修工事の補助金申請に必要なため、分析調査を委託したものです。10月議会で補正増を行い、実施いたしました。さらに、一番下の新治運動公園人工芝グラウンド竣工式開催業務委託料は、式典の音響や設備等を業者委託したものでございます。13節使用料及び賃借料は、武道館駐車場及び南部地区運動広場の借地料が主なものでございます。つぎに、354、355ページをお願いします。14節工事請負費については、16件の工事の請負でございます。金額が大きい工事をピックアップし、説明いたしますと、備考欄の一番上は、前年度から繰越しになった市民運動広場の仮設トイレ設置工事です。そして、中段辺りの繰越しとなった新治運動公園多目的グラウンド人工芝工事と、その下に続きますのが、そちらに付随する新治運動公園の駐車場整備、外灯設置、防犯カメラ設置工事でございます。また、不用額が4,150万円超と大きいのは、新治運動公園多目的グラウンドの人工芝工事が繰越し明許費のため、工事差金を減額補正することができないという理由からでございます。17節備品購入費は、新治運動公園多目的グラウンド人工芝化の整備に合わせて老朽化したサッカーゴールとグラウンドに係る競技の備品を更新したものでございます。

○塚本学務課長 つづきまして、4目学校保健管理費について学務課から説明をさせていただきます。こちらは、児童生徒及び教職員の各種保健管理に係る経費でございます。それでは、355ページに記載の各節について説明をいたします。1節報酬は、学校内科医47人、眼科などの専門医53人、学校歯科医31人、学校薬剤師23人の合計154人分の報酬と教育委員会産業医の報酬でございます。7節報償費は、就学時健康診断に対する担当医延べ53人への謝礼でございます。10節需用費の消耗品につきましては、学校における集団感染防止のための保健衛生用品などでございます。356、357ページをお願いいたします。12節委託料は、備考欄に記載のとおり、教職員及び児童生徒の各種健診に係る経費で、教職員定期健康診断委託料や心臓検診委託料などでございます。18節負担金補助及び交付金の負担金につきまして

は、児童生徒が学校でけがなどをした場合の保険として加入します日本スポーツ振興センター災害共済の負担金が主なものでございます。

○小池学校給食センター所長 つづきまして、5目学校給食費でございます。学校給食費は、学校給食センターの管理運営経費及び給食提供に係る経費でございます。予算執行率は99.30パーセントとなっており、執行額につきましては対前年度比で10.6パーセントの増となっております。増加の理由としましては、令和3年度において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により臨時休校となった期間があり、それに伴い学校給食の提供もなかったことから、その分の賄材料費を始めとする給食に係る経費が少なかったことによるものでございます。356ページに記載の補正予算額につきましては、人件費及び需用費について増額補正したものでございます。それでは、歳出の主なものについて説明いたします。1節報酬につきましては、各学校に配置する給食配膳員47名と会計年度任用職員栄養士2名、事務補助会計年度任用職員1名の報酬でございます。2節給料から4節共済費までは、学校給食センター職員6名分の人件費でございます。職員構成の変更に伴い、12月議会において増額補正しております。8節旅費につきましては、給食配膳員を含む会計年度任用職員の通勤費用でございます。10節需用費のうち備考欄2段目、燃料費につきましては調理用ボイラーのLPガス代が主なものとなりますが、価格の高騰により当初予算では対応できなくなったことから、予算流用により対応いたしました。2段下の光熱水費につきましては学校給食センターで使用する電気代及び上下水道代ですが、燃料価格の高騰に伴う電気料金の上昇に対応するため、12月議会において増額補正しております。さらに、2段下の材料費につきましては、土浦市立の小中学校、義務教育学校及び茨城県立土浦第一高等学校附属中学校の24校へ提供する給食の食材購入費でございます。物価高騰に伴い、給食の食材費も値上がりが続く中、給食の量や栄養バランスを維持するため、9月議会において物価上昇分について増額補正をして対応いたしました。なお、物価上昇分につきましては公費負担とし、物価高騰に直面している保護者の負担を軽減いたしました。財源としましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用いたしました。358、359ページをお願いいたします。359ページの一番上、11節役務費のうち手数料につきましては、職員の保菌検査手数料と給食費の公会計化に伴う口座振替手数料等でございます。12節委託料につきましては、学校給食センターの管理運営に係る経常的な業務委託費でございます。備考欄一番上、調理等委託料は、給食調理業務などを株式会社東洋食品に委託しているもので、令和2年8月から令和5年7月までの債務負担行為による複数年契約となっております。その下、給食輸送委託料は、2トントラック14台に

よる給食輸送委託で、令和2年9月から令和5年7月までの長期継続契約を締結しております。

○矢口委員長 ここまでの点で質疑ございますか。

○田中副委員長 49ページの27節の繰出金のこの公共用地先取得事業の特別会計繰出金とあるのですが、これは木田余の件と先程言っていたと思いますが、具体的に教えていただいてもよろしいでしょうか。

○寺崎スポーツ振興課長 木田余運動広場、今は野球場として主に使っているグラウンドですけれども、そちらに関して先行取得決算書、372、373ページ以降にございます。取得の年度がちょっとはつきりしないのですが、取得して、それを毎年返済している額を毎年繰り出して計上しているということでございます。

○田中副委員長 球場を買ったものを払ってるということですか。

○望月教育部長 学校建設用地と考えていたものを、当時の住宅公社というところが先行取得したものでございますけれども、時代の変遷に伴って少子高齢化や、住宅の状況が変わってきた関係で学校の建設が困難になってしまったと。そんな中で、住宅公社が精算というような形になりまして、土浦市がこの土地を買い戻すということになって、現在の市民運動広場として整備したというようなものでございます。ですから、当時は学校を作るための用地だったのですが、学校の必要性がなくなったということで、今は市民運動広場というようなことで活用しているものでございます。

○寺崎スポーツ振興課長 先ほどちょっと曖昧な年度を申し上げたのですが、今部長が補足していただいた市住宅公社が取得したのが平成3年6月でございます。市が取得したのが平成21年6月でございます。訂正させていただきます。

○田中副委員長 毎年約1億ぐらい払うということで、何年払うのでしょうか。

○寺崎スポーツ振興課長 償還期間が15年ということになっておりますので、毎年相当額を償還いたしまして、令和7年に償還予定となっております。

○田中副委員長 351ページの委託料なのですが、体育施設、下から4行目の体育施設の保守管理と清掃、除草、この体育施設というのはどの辺のところなのか。

○寺崎スポーツ振興課長 川口運動公園を始めとする新治運動公園、あと先ほど申し上げました木田余や、南部運動広場、スポーツ振興課で管理している全てのグラウンドの管理委託でございます。

○田中副委員長 上に霞ヶ浦体育館と川口運動公園が別に書いてありますが、それも入っているということでしょうか。

○寺崎スポーツ振興課長 霞ヶ浦文化体育館部分、別に別記してる部分は、別でございます。申し訳ございません。

○矢口委員長 ほかにございますか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 なきようですので、一般会計の部分はここまですになります。執行部の皆様方は一部退席されるということで、退席される方は大変お疲れ様でございました。退席される執行部の方から委員に対して何かお伝えすることございますか。

(「ございません」という声あり)

○矢口委員長 委員のほうから何かございますか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 それでは、どうもありがとうございます。では、ここで一旦暫時休憩としたいと思います。

(午後3時20分休憩)

(午後3時30分再開)

○矢口委員長 再開いたします。国保のほうですね。

○武井国保年金課長 令和4年度国民健康保険特別会計決算状況について全体像から御説明させていただきます。まず、初めての特別会計ということですので、大体市の会計ですが、一般会計と特別会計に区分されておまして、一般会計につきましては市税や国・県からの支出金などの収入を元にしまして、教育や福祉、道路、公園の整備などに主に市の基本的な行政サービスを行う会計になっております。一方、特別会計につきましては、特定の収入を元に特定の事業を行う会計でございます。また、国民健康保険事業におきましても、一部一般会計から繰入金等がございますが、国保事業において円滑な運営と経理の適正を図るため、特別会計として予算措置及び決算等を行っております。事前に決算書のほうに入る前に、こちらの円グラフをお配りしておりますので、大体全体像としてそれを説明してから決算書のほうに入らせていただきたいと思います。それでは、令和4年度国民健康保険特別会計決算状況の円グラフを御覧いただきたいと思います。まず、歳入の合計、上の円グラフですが、136億1,305万6,000円となっております。下の円グラフが歳出合計135億3,387万4,000円ということで、一番下の決算剰余金は7,918万2,565円となっております。歳入の重立った項目を中心に説明させていただきます。円グラフの脇に項目ごとに項目と決算額と割合等がある表がございますので、それを見ながら説明をさせていただきます。まず、保険税につきましては、決算額26億8,167万1,000円ということで、全体の20パーセントを占めております。つづきまして、使用料及び手数料につきましては保険税滞納者からの督促手数料の収入でございまして、令和4年4月1日から発生した督促の通知につきましては手数料を徴収しないことになりましたので、令和3年度以前に発生した手数料のみの計上と

なっております。つぎに、国庫支出金につきましては、災害臨時特例補助金のみとなっております。この災害臨時特例補助金というのは、平成23年3月、東京電力福島原発事故に伴う国保税及び医療機関に支払う一部負担金の減免分を補填するものとなっております。減免の対象者なのですが、令和5年3月31日現在で8世帯、15人となっております。つぎに、県支出金につきましては、決算額9億4,358万8,000円ということで、ほぼ全体の70パーセントを占めております。この県支出金につきましては、県が市町村に対して、国民健康保険事業に要する費用について国民健康保険給付費等交付金として交付しております。この国民健康保険給付費等交付金は市町村から国民健康保険事業納付金を徴収することで財源を賄っており、市町村はこの国民健康保険事業納付金の納付に要する費用等に充てるため、国保税を世帯主から徴収しているような状況でございます。つぎに、財産収入につきましては、国保会計分の財政調整基金の積立てによる預金利子でございます。つぎに、繰入金につきましては、決算額1億2,344万9,000円で、全体の9パーセントを占めてございます。これは、一般会計9億1,011万1,000円と基金会計3億3,333万8,000円の繰入れがでございます。繰越金につきましては、令和3年度決算における決算剰余金を令和4年度の予算に繰り越したのになります1億8,124万7,000円となります。一番下ですが、諸収入につきましては、交通事故等の第三者の不法行為による保険給付費に対する損害賠償金としての第三者納付金や、国保の資格喪失後に医療給付を受けた場合などの不当利得に係る返納金となっております。つづきまして、歳出のほうを御覧いただきたいと思っております。まず、上段の総務費につきましては、主に正規職員の給与等、会計年度任用職員の報酬等及びシステムの電算委託料、その他事務経費等でございます。保険給付費につきましては決算額9億2,958万2,000円ということで、全体の69パーセントを占めております。この保険給付費を構成している療養諸費や高額療養費については、令和4年度の保険者数が減少しているにも関わらず1人当たりの医療費は伸びております。これは、全国的な傾向でございます。納付金につきましては先ほど御説明しました県に納付する国民健康保険事業費納付金として、令和4年度は3億7,689万6,000円で、全体の28パーセントを占めております。この納付金は、県全体の医療費を賄うために推計した納付金算定基礎額を市町村ごとの医療費水準と取得所得水準に応じて配分しているものでございます。つづきまして、共同事業拠出金につきましては、国保加入者の退職者を把握するための退職年金受給者リストの作成費用負担金でございます。保健事業費につきましては、保健事業として特定健診、人間ドックや脳ドック、各種がん検診の補助、ジェネリック医薬品差額通知、医療費通知等に要する経費でございます。基金積立金につきましては、令和4年度は1億8,129万8,0

00円の積立てを行いました。これは、令和3年度の繰越金と財産運用を収入金額を足し合わせたものを財政調整基金に積み立てております。なお、令和5年9月1日現在の基金残高は、25億648万3,000円となっております。一番下でございますが、諸支出につきましては、保険税の過誤納による納付金となっております。以上が令和4年度の国民健康保険特別会計決算の全体像でございます。

○矢口委員長 県の納付金の部分がちょっと分かりにくかったのですが、この単純にこの今示されてるこの数字を見ると、国民健康保険は保険料が高いと皆さんおっしゃるけれど、こうやってみると、保険料で賄われてるのはたった20パーセントしかないんだなという考えでいいのですか。

○武井国保年金課長 実際にはもうほぼ国や県からの繰入れ、補助金といいますかそういう部分です。あとは、県のほうからの納付金で賄われているのがほとんどなものですから、保険税の割合は20パーセントと言いますが、本当にそのくらいの割合でして、後で説明が入りますけれども、令和4年度に賦課方式が3方式から2方式にした際に納付される方の負担を極力重くならないような形で設定したものですから、逆に後で御説明しますが、基金からの繰出金を3億くらい入れたという経緯もございますので、保険税が必ずしも高いというような感じではないです。どちらかという、1人当たりの保険税の額は、令和3年度から比べると若干低めになっています。

○矢口委員長 皆さんはよろしいですかね。

(「はい」という声あり)

○武井国保年金課長 説明が少し重複してしまうところがございます。これから項目ごとに説明させていただきます。では、前段が終わりまして、決算書のほうに入らせていただきたいと思います。決算書は392、393ページをお願いしたいと思います。それでは、国民健康保険特別会計の歳入歳出決算について御説明いたします。まず、前段ですけれども、国民健康保険制度につきましては平成30年度からの制度改革によりまして、先ほどもお話しましたが、県が財政運営の責任主体となりましたことから、市の会計におきましては県が市町村ごとに決定する国民健康保険事業納付金を市が国民健康保険税を主な財源として県に支払い、市町村の保険給付費の支払いに必要な費用等が県から市に交付されることになってございます。まず、国保の加入状況でございますが、令和4年度末の加入世帯は、1万9,241世帯、前年度から比べますと784世帯減、3.9パーセントの減です。また、被保険者数につきましては、2万8,571人、前年度比でマイナス1,916人、6.3パーセントの減となっております。それでは、歳入決算額の収入済額合計でございますが、393ページ、こちらの下段のに記載のとおり百三十六億千三百五万余円、前年度比で五億七千七百七十七万余円、4.1パーセントの減となっております。こちらの減額の主な項

目につきましては、国保の被保険者数の減及び賦課方式の変更により、1 款の国民健康保険税が前年度比で13.4パーセントの減収、約4億1,000万円によるものでございます。つぎに、394、395ページをお願いいたします。歳出でございます。歳出決算額の支出済額合計でございますが、395ページの下段を御覧いただきたいと思っております。記載のとおり、百三十五億三千三百八十七万余円、前年度比でマイナス四億七千五百七十七万余円、3.4パーセントの減となっております。減額の主な項目につきましては、2 款の保険給付費の減額や6 款の基金積立金の減額等でございます。396ページをお願いいたします。令和4年度歳入歳出差引残額は、7,918万2,565円で、この全額を令和5年度会計に繰越しするものでございます。つづきまして、歳入歳出事項別明細書でございます。398、399ページをお願いいたします。歳入の事項別明細書から御説明いたします。1 款国民健康保険税でございます。県に対して支払う国民健康保険事業納付金の主な財源となるものでございます。総額では、先ほどお話ししましたとおり、四億千四百五十四万余円、13.4パーセントの減となっております。令和4年度決算額における一般被保険者分現年度分の収納率につきましては、91.2パーセントで、前年度比0.9パーセントの増となっております。1 目一般被保険者国民健康保険税、2 目退職被保険者等国民健康保険税とも、医療給付費分、後期高齢者支援分、介護納付金分の三つの区分に分かれておまして、この後説明させていただきます歳出の第3 款国民健康保険事業費納付金の各項に充当される財源となるものでございます。つづきまして、400、401ページをお願いいたします。400ページ下段、5 款県支出金につきましては、市の保険給付に要する費用等が県から交付されるものでございます。前年度比で一億八百六十五万余円、1.1パーセントの減となっております。1 目、1 節普通交付金は、被保険者の医療費である保険給付費の支払いに必要な費用が県から全額交付されるものでございます。402、403ページをお願いいたします。2 節特別交付金、備考欄1 行目の保険者努力支援分は、各保健所における医療費適正化や収納率の向上等、国保が抱える課題に対する取組などの努力に対しまして支援金が交付されるものでございます。その下、2 行目の特別調整交付金は、市町村の特別な事情等、例えば20歳未満の被保険者数が多いことによる財政影響がある等を考慮して交付されるものでございます。3 行目の県繰入金2号分は、県の国民健康保険運営方針に対する取組状況の評価や財政力等を勘案した算定額が交付されるものでございます。4 行目の特定検診等負担金は、特定健康診査の実施に対して国と県がそれぞれ3分の1相当額を負担するものでございます。5 行目の特定健診等負担金追加交付につきましては、令和3年度の実績により当該負担金の額の確定による追加交付に伴い、3月議会で増額補正を行っております。7 款繰入金は、一般会計からの繰入金でございます。前年度比で3億5,1

09万7,056円、マイナス27.8パーセント減となっております。主なものとしたしましては、1目、1節保険基盤安定繰入金は、一般被保険者の低所得者に対する保険税軽減分でございます。県が4分の3、市が4分の1で負担するための繰入れで、額の確定によりまして3月議会で減額補正を行っております。2節保険基盤安定繰入金、保険者支援分は、低所得者が多い保険者の支援分としまして一般会計に交付される国2分の1、県4分の1、市費分として4分の1を合わせまして、同会計から繰り入れるもので、額の確定により3月議会でそれぞれ減額補正を行っております。6節その他、一般会計繰入金は、収支不足分の補填や特定特定健診等の保健事業に充当をするために、法定外分として計上している繰入金でございます。404、405ページをお願いいたします。1目、1節財政調整基金繰入金は、保険給付費等交付金償還金の財源とするもので、12月議会で増額補正を行っております。8款繰越金でございますが、1目繰越金は令和3年度の決算剰余金で、9月議会で予算化をしております。9款諸収入でございます。1項、1目延滞金は、国民健康保険税の延滞金でございます。3項雑入でございますが、1目一般被保険者等第三者納付金は、交通事故等の第三者の不法行為による保険給付費について県国保連合会に損害賠償の求償事務を委託して収納した賠償金でございます。406、407ページをお願いいたします。3目一般被保険者返納金は、国保の資格喪失後に医療給付を受けた場合など、不当利得に係る返納金でございます。なお、収入未済額754万6,611円につきましては返還請求をしておりますが、未納となっているもので、引き続き返還請求を行ってまいります。歳入のほうは、以上でございます。つぎに、歳出のほうを御説明させていただきます。408、409ページをお願いいたします。1款総務費でございます。1項、1目一般管理費は国保給付係7名分の人件費と国保事務執行に係る一般事務経費で、執行率は97.3パーセントでございます。2目国保連合会負担金は、県国保連合会に保険者として加入する市町村負担金でございます。2項徴税費は、国保税の賦課事務に係る経費でございます。1目徴税総務費は、国保賦課係8名分の人件費でございます。2目賦課徴収費は国保税の賦課に係る事務経費で、執行率は95.4パーセントでございます。410、411ページをお願いいたします。12節委託料の電算委託料で、国保加入者の資格、給付管理の共同電算処理や被保険者証の作成等の電算業務委託料でございます。3項運営協議会費は、国保事業運営上の重要事項等について審議するために、法令に基づき設置する国保運営協議会の経費でございます。2款保険給付費につきましては、国保特別会計の歳出総額の68.6パーセントを占めており、対前年比でマイナス一億五千七百五万余円、1.7パーセントの減となっております。1項、1目一般被保険者療養給付費は、一般被保険者の診療や入院時などの給付分で、前年度比でマイナス一億二千九百五十一万余円、1.6パーセン

トの減となっております。412、413ページをお願いいたします。3目一般被保険者療養費及び4目退職被保険者等療養費は、各被保険者における保険適用となった接骨院費用やコールセット代などの給付分に対するものでございます。なお、4目退職被保険者等療養費は、対象者がいなかったことから、執行はございませんでした。5目審査支払手数料は、県国保連合会で行う診療報酬明細書レセプトの審査とレセプト電算処理の手数料でございます。2項高額療養費は一定期間の医療費の自己負担が高額となった場合に自己負担限度額を超えた分が支給されるもので、1目一般被保険者分、2目退職被保険者分の高額療養費負担金は1か月間の医療費の自己負担が高額となった場合に自己負担限度額を超えた分が支給されるものでございます。3目一般被保険者高額介護合算療養費及び414ページの4目退職被保険者等高額介護合算療養費は、各被保険者における医療と介護保険のいずれも利用する場合の負担を軽減する制度で、医療費と介護料の1年間の負担合計額が高額となった際に、限度額を超えた分が給付されるものでございます。4項出産育児諸費、1目出産育児一時金は、被保険者が出産した際に42万円を限度として支給するもので、決算見込みが当初見込みより下回ったことから、3月議会で減額補正を行っております。執行率は、86.3パーセントでございます。416、417ページをお願いいたします。5項葬祭諸費、1目葬祭費は被保険者が死亡した場合に、葬儀を執り行った方に葬儀費用として5万円が給付されるものというもので、執行率は95.1パーセントでございます。6項傷病手当諸費、1目傷病手当金は、令和2年度から新型コロナウイルス感染症に感染又は感染が疑われる被用者が療養のため労務に服することができない時に、療養中の生活保障と保障として支給するもので、執行率は、88.1パーセントでございます。3款国民健康保険事業費納付金でございます。制度改正により県が市町村ごとに算出した額を国民健康保険事業費納付金として県に支払うもので、1項医療給付費分、2項後期高齢者支援分、そして、418ページと419ページの3項介護納付金分の三つに区分されておまして、合計三十七億四千六百八十九万余円で前年度比で一億七千二百二十三万五千余円、4.8パーセントの増となっております。これは、令和3年度の県内市町村の医療費が増加したため、県が留保していた決算剰余金を各交付金の財源等に充てたことにより決算剰余金が不足し、活用できなくなったため、県内市町村からの納付金を増やしたことによるものでございます。418、419ページをお願いいたします。下段の5款保健事業費でございます。1項、1目特定健診等事業費につきましては、保険者に義務付けられている特定検診事業において、メタボリックシンドロームに着目した健診に取り組み、生活習慣病予防対策や生活習慣の改善指導を実施するための経費で、執行率は86.5パーセントでございます。なお、特定健診の令和4年度の受診率につきましては、速報値で31パーセントとなっております。

ります。420、421ページをお願いいたします。歳出の主なものは、12節委託料の備考欄、2行目の検診委託料で、市内や近隣の医療機関、県総合健診協会、市医師会に対する特定健診及び特定保健指導の委託料、また、18節負担金補助及び交付金の備考欄にございます特定健診関連人間ドック等補助金は、人間ドック、脳ドック、受診者の特定健診に該当する項目分に対する補助でございます。2項保健事業費、2目疾病予防費は、医療費適正化対策として実施している診療報酬明細書の点検や、特定健診対象以外の部分に対する人間ドック検診補助金等に係る経費でございます。執行率は、88.8パーセントでございます。422、423ページをお願いいたします。18節負担金補助及び交付金の備考欄に記載の補助金で、1行目の生活習慣病検診補助金は、受診の効率化を図るために市が行う基本健診に合わせてがん検診等を行っており、国保被保険者分の当該検診費用を補助するものでございます。また、その下の人間ドック検診補助金及び脳ドック検診補助金につきましては、特定検診項目以外に対して市単独で助成を行っているもので、先ほど説明させていただいた特定健診関連人間ドック等補助金と合わせて補助金として支出しております。6款基金積立金は国保特別会計分の財政調整基金積立金で、9月議会で増額補正を行い、積立てを行っております。7款諸支出金でございます。1項、1目一般被保険者等保険還付金は、先ほどお話ししましたように社会保険等へ切り替えて転出に伴う国保税の過年度分の過誤納付金等でございます。424、425ページをお願いいたします。5目保険給付費等交付金償還金につきましては備考欄記載の保険給付費等交付金償還金で、令和3年度の特定健診と補助金の実績確定による返還で、12月議会で増額補正を行っております。歳入歳出の事項別明細につきましては、以上でございます。つづきまして、515ページをお願いいたします。515ページの下段でございますが、国民健康保険の実質収支に関する調書でございます。国民健康保険の実質収支は、歳入総額が136億1,305万7,000円、歳出総額が135億3,387万4,000円で、歳入歳出差引額は7,918万3,000円となります。4の(1)から(3)に記載の継続費逡次繰越、繰越明許費等の翌年度へ繰り越すべき財源はございません。したがって、令和4年度決算における実質収支額は、7,918万3,000円となるものでございます。

○矢口委員長 質疑に入りたいと思いますが、皆様いかがでしょうか。この内容を今までみたいに項目聞くというよりも、この全体の流れも質問されていいと思います。

○福田委員 初歩的なことを教えてください。例えば国保を福田が納めます。納めた国保がどういうふうに流れていくのか教えてください。

○武井国保年金課長 全体像でもちょっとお話ししましたが、実際国保の給付全体の支出に関わる予算というのは県のほうから納付金が入ってきますので、そちらの部分、

最終的に保険税のほうに充てるような感じと想像していたほうがいいのかと思います。ですので、その納付金の額は県のほうで全体の市町村の状況を踏まえて、県のほうで大体このくらいの納付金をということで決定しますので、当然うちのほうで保険税のほうだけで納付金が賸えない場合には、基金のほうから取り崩して収めるような形になります。今後なのですが、今回基金から初めて3億3,000万ほど崩しました。というのは、納付金自体が先ほどの話もちよっと上がっていますので、今後も県の納付金が増える形になってきますので、基金で今25億というお話をしましたが、それは正直なところ今後そこから繰り出して、納付金、また、当然給付のほうでも足りなければそちらのほうに充てるという形になります。後期高齢者広域連合はこちらとは別な部分でございますので、この後説明をさせていただきたいと思います。

○**福田委員** 市民にとっては減額をしないで、引き続き皆さんの努力がされているというふうに評価をしてよろしいでしょうか

○**武井国保年金課長** 実際保険税のほうなのですが、その所得に応じて、世帯の所得に応じて減額がされますので、未就学や就学以前の方がいらっしゃる場合には、その世帯の所得に応じて7割、5割、2割などの軽減をしまして、大体その軽減の世帯というのは国保の被保険者といいますか、世帯のおおむね5割を超えています。約56パーセントがおおむね均等割の減額になっております。また、今後考えられることとしては、限度額がちょっと上がるようなというのは、所得の大きい人はもう限度額を超えていますので、国のほうで今その限度額を上げるような形で検討しているような状況です。

○**平岡委員** ちょっとびっくりしたのは、特定健診の受診率が結構低かったですね。何でなのでしょう。

○**武井国保年金課長** 正直に申し上げますと、土浦市だけではなくて、これはもう全国的でして、おおむねもう30パーセント増ぐらいというのは全国平均になっております。国保に入っている方、その地区にもよると思いますが、医療機関があっても例えば通院していればそちらでいいやという部分もあったり、検診は受けてもその後のフォローにはなかなか行かなかつたりというのもありますので、今後市のほうとしても、もっと啓発をさせていただきながら受診率が上がるようにしていきたいと思っています。

○**矢口委員長** 今の件は受診率を上げることによって、ひいては支出を抑える。早期にということですね。ということで、委員会としての指摘事項として、更なる啓発に努めてくださいという内容を盛り込ませてもらいたいと思います。

○**平岡委員** せっかく市で補助金を出してくださっているので、もったいないというのが正直な感想でございます。周知されて、ちゃんとお手紙が来ますからね。周知さ

れているんだろうと思いますが、ちょっともったいないというのが率直な感想でございます。よろしくお願いいたします。

○矢口委員長 ほかによろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○矢口委員長 引き続きお願いいたします。

○武井国保年金課長 同じように円グラフ、こちらのほうは間違っていないようです。同じようにこの円グラフのほうから全体像を説明させていただきたいと思います。まず、概要としまして後期高齢者医療制度、こちらにつきましては、平成20年の4月から高齢者の医療の確保に関する法律が施行されたことに伴いまして、この後期高齢者医療制度が創設された経緯でございます。後期高齢者に該当する方というのは、まず、生活保護者を除く75歳以上の方又は65歳以上で一定の障害があると認定を受けた方、そういった方は今までの国保や健康保険組合、共済組合等の被用者保険の資格が喪失しまして、後期高齢者医療制度のほうに加入し、被保険者となります。この後期高齢者医療制度の運営は、各都道府県ごとに設置されております後期高齢者医療広域連合が主体となりまして、市町村と事務を分担して行われております。事務分担としましては、広域連合では主に被保険者の認定、保険料の賦課、以上の給付等を行いまして市町村では主に保険料の徴収、保険証の引渡し、各種申請の受付等を行っております。これまでが重立った概要でございまして、こちらの円グラフの方を御説明させていただきます。また、同じように歳入のほうですが、21億7,319万4,000円、歳出のほうは21億6,929万3,000円ということから、剰余金は390万795円となっております。では、歳入の主だった項目を中心に説明させていただきます。まず、歳入のほうですが、保険料につきましては、17億163万2,000円で、歳入全体の約8割を占めております。つぎに、使用料及び手数料につきましては、保険料滞納者への督促手数料でございまして、つぎに、繰入金につきましては、4億3,654万円で、歳入全体の約20パーセントを占めてございまして、繰入金につきましては、一般会計繰入金として事務費繰入金、保安基盤安定繰入金、保健事業費繰入金がございまして、繰越金につきましては、令和3年度決算における決算剰余金を令和4年度の予算に繰り越したものでございまして、327万円となっております。こちらは、歳入全体の0.2パーセントを占めてございまして、諸収入につきましては、延滞金、加算金、保険料還付金、預金利子、雑入などで、3,167万円となっております。歳入全体の1.5パーセントを占めてございまして、後期高齢者の特別会計歳入ではほとんど保険料収入が大部分を占めてございまして、県や市からの繰入金で後は成り立っております。つづきまして、歳出について御説明いたします。総務費につきましては、後期高齢者医療に係る事務経費で経常的なもの

でございます。主に正規職員の給与等システムの電算委託料、その他事務費等の経費でございます。決算額では6,199万円で、全体の約3パーセントを占めてございます。つぎに、広域連合納付金につきましては、20億5,593万1,000円で、全体の約95パーセントを占めております。この広域連合納付金は、被保険者が納付した保険料等を広域連合へ納付するものでございまして、被保険者の増加に伴って増えてございます。前年度と比較しまして、5.3パーセントの増となっております。つぎに、保健事業費につきましては、4,606万3,000円で、全体の約2パーセントを示しており、広域連合から受託して行う後期高齢者医療被保険者の健康診査を行うための費用です。前年度比11.7パーセント増となっております。令和4年度は、被保険者の増加や新型コロナ関連で受診控えが緩和されたことによりまして増加しております。諸支出につきましては、死亡や転出等に伴う保険料の還付金で530万9,000円と、全体の0.2パーセントを占めてございます。後期高齢者特別会計歳出では、広域連合への納付金が95パーセントを占め、事務費である総務費、人間ドックや健診費の補助費費である保健事業となっております。以上が令和4年度の後期高齢者特別会計の決算状況の全体像でございます。それでは、428、429ページをお願いいたします。はじめに、後期高齢者医療制度につきましては御案内のとおり平成20年程度に開始となったということで、先ほど御説明させていただいた状況でございます。実際に令和4年度の被保険者数につきましては、2万2,526人で、前年度比で1,007人増加、4.7パーセントの増となっております。令和5年度以降ですが、団塊の世代が順次後期高齢者医療制度に移行することから、今後ますます被保険者数の増加が見込まれております。それでは、歳入決算額の収入済額合計でございますが、429ページの下段を御覧いただきたいと思っております。記載のとおり、二十一億七千三百十九万余円、前年度比で一億二千八百三十五万余円の増で、6.3パーセントの増となっております。増額の主な項目につきましては、被保険者数の増加に伴う保険料が前年度比で5.4パーセントの増収によるものでございます。430、431ページをお願いいたします。つぎに、歳出でございます。歳出決算額の支出済額合計でございますが、431ページの下段に記載のとおり、二十一億六千九百二十九万余円、前年度比でプラス一億二千七百七十二万余円、6.3パーセントの増となっております。増額の主な項目につきましては、広域連合に支払う納付金が前年度比で5.3パーセントの増加によるものでございます。432ページをお願いいたします。令和4年度歳入歳出差引残額は、390万795円で、この全額を令和5年度会計に繰り越しするものでございます。つづきまして、歳入歳出事項別明細書でございますが、434、435ページをお願いいたします。歳入の事項別明細書でございますが、まず、1款後期高齢者医療保険料は被保険者の医療給付費に充てる財

源として徴収するもので、年金から差し引かれる特別徴収と納付書により納付する普通徴収の二つの納付方法がございます。総額では前年度比でプラス八千六百九十九万余円、5.4パーセントの増となっております。1目特別徴収保険料と2目普通徴収保険料の現年度分の収納率は99.2パーセントで、前年度と同率でございますが、過年度分を合わせた全体収納率は98.3パーセントで、前年度比0.1パーセントダウンという状況でございます。3款繰入金でございます。1目事務費繰入金は、職員の人件費や電算処理業務委託料などの事務費に対する一般会計からの繰入れで、人事異動に伴う職員構成の変動による人件費の増により、12月議会で増額補正を行っております。つづきまして、436、437ページをお願いいたします。2目保険基盤安定繰入金、1節保険基盤安定繰入金の備考欄一つ目の低所得者の保険料軽減分は、低所得者の保険料軽減分の一定割合を公費で負担するため、一般会計に交付された県支出金に市費分を合わせて同会計から繰り入れるもので、額の確定により3月議会で減額補正を行っております。また、その下の被用者保険被扶養者の保険料軽減分は、後期高齢者医療制度加入前に会社の社会保険など、健康保険の被扶養者であった場合、均等割額の5割と所得割額の全額が軽減されることから、その保険料軽減分を公費で負担するため、前述の低所得者の保険料軽減分と同様に一般会計に交付された県支出金に市費分を合わせて同会計から繰り入れるものでございます。こちらも額の確定により3月議会で増額補正を行っております。3目保健事業繰入金は、被保険者の健康増進を図るため、健康診査や人間ドック、脳ドック、受診の市単独分に係る経費を一般会計から繰り入れるものでございます。4款繰入金でございます。1目繰越金は令和3年度の決算剰余金で、9月議会で予算化しております。5款諸収入でございます。2項、1目保険料還付金は、備考欄一つ目の広域連合保険料歳出還付金が被保険者への保険料還付金に係る広域連合からの歳入、また、その下は過年度分に係る広域連合からの歳入でございます。436、437ページをお願いいたします。1目雑入の備考欄、後期高齢者健康診査業務委託金は、生活習慣病予防対策として広域連合からの受託により実施している被保険者の健康診査の委託金でございます。前年度比でプラス三百十二万余円、12パーセント増となっております。増額の主な要因は、コロナ禍において受診控えが緩和されたことによる受診者の増加が要因であると思われま。つづきまして、歳出のほうに入らせていただきます。ページは440、441ページでございます。1款総務費の1項、1目一般管理費は、後期高齢者医療に係る事務経費で経常的なものでございます。執行率は、98.2パーセントでございます。2款、1項、1目後期高齢者医療広域連合納付金でございます。備考欄一つ目の後期高齢者医療広域連合納付金は、収納済みの保険料を広域連合へ納付するものでございます。備考欄の一番下、後期高齢者医療保険基盤安定納付金は、低所得者等の保険料

軽減に関わる公費負担分の広域連合への納付金で、一般会計に交付された県支出金に市費分を合わせて納付するものでございます。額の確定により3月議会で減額補正を行っております。つづきまして、442、443ページをお願いいたします。3款保健事業費でございます。1項、1目健康診査費は、広域連合から受託して行う後期高齢者医療被保険者の健康診査を行うための費用でございます。12節委託料は、被保険者の健康診査の基本項目について市医師会及び県総合健診協会に委託するものでございます。2目疾病予防費は、広域連合が指定する健康診査の基本項目以外について市単独で助成するものでございます。12節委託料、備考欄一つ目の単独後期高齢者健康診査委託料は、市が単独で助成する健康診査の追加項目について市医師会及び県総合健診協会に委託するものでございます。備考欄二つ目の人間ドック等委託料は、人間ドック、脳ドックのデータ管理のための入力代行を委託でございます。令和3年度から人間ドック、脳ドック検査時に同時に行う追加項目を雑入で御説明いたしました後期高齢者健康診査業務委託金の対象とするための要件として、健診結果を保健事業等につなげるためのデータ管理が必要となったものでございます。18節負担金補助及び交付金の補助金は、被保険者の人間ドック及び脳ドックの補助で、受診した医療機関に対して定額を助成するものでございます。4款諸支出金の1項、1目保険料還付金は、死亡や転出等に伴う保険料の還付金でございます。2目一般会計繰出金は、令和3年度決算剰余金の繰出金を一般会計へ繰り出すため、9月議会で増額補正を行っております。歳入歳出の事項明細につきましては以上でございますが、516ページをお願いいたします。こちらの上の表が後期高齢者医療の実質収支に関する調書でございます。後期高齢者医療の実質収支は、歳入総額が21億7,319万4,000円、歳出総額が21億6,929万3,000円で、歳入歳出差引額は390万1,000円となります。4の(1)から(3)に記載の継続費繰越、繰越明許費等の翌年度へ繰り越すべき財源はございません。したがって、令和3年度決算における実質収支額は390万1,000円となるものでございます。

○矢口委員長 ここまでのところで御質疑ございますか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 特に指摘する部分もないでしょうか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 なきようですので、次にまいりたいと思います。それでは、次は介護保険についてお願いいたします。

○刈山高齢福祉課長 介護保険の令和4年度介護保険特別経営会計の決算について御説明をさせていただきます。決算書の説明に入る前に、国保同様財源等について御説明させていただきたいと思っております。本日お配りいたしましたA4両面刷りのものが

お手元にあるかと思いますが、そちらのほうを御覧いただいてもよろしいでしょうか。まず、大きく第4節介護保険の財源構成と書いてあるものがございます。こちらは、第8次土浦市老人保健福祉計画及び介護保険事業計画からの抜粋でございます。この介護保険特別会計のうち、大きく保険給付費、2款の保険給付費と3款の地域支援事業費につきましては、国、県、市、被保険者の保険料の負担割合がそれぞれ決められております。中ほどの横棒グラフを御覧いただきたいと思います。まず、令和4年度は介護給付費の居宅分、受託給付費、こちらについては、国が25パーセント、県が12.5パーセント、市が12.5パーセント、40歳から64歳までの第2号被保険者の保険料負担が27パーセント、65歳以上の第1号被保険者の保険料負担が23パーセントとなっているものでございます。その下の二つ目の施設等給付費では、割合が若干違っておりまして、棒グラフの各割合とその下、また、三つ目の地域支援事業の介護予防日常生活支援総合事業では、グラフのように各割合と四つ目の包括的支援事業、任意事業、こちらにつきましては40歳から64歳までの第2号被保険者の保険料の負担はなくなっておりまして、国、県、市、65歳以上の保険料を負担となっているところでございます。また、国の負担につきましては、グラフ下の米印で書いてありますが、四つ目の包括的支援事業を除きまして、国負担分のうち5パーセントは調整交付金となりますので、記載の中身にありましており全国平均で5パーセントということで数字を作っておりますけれども、必ず5パーセントいただけるというものではないというものでございます。なお、その他、1款の総務費や事務経費につきましては、一般会計からの繰入れとなるものでございます。裏面を御覧ください。社会福祉の概要から抜粋をさせていただいております。令和4年度の状況でございます。こちらは、保険給付費、地域支援事業費の充当でございます。各基準の負担をそれぞれ負担していただいておりますが、グラフのように国の負担が21.7パーセントなど、そういう負担割合が若干変わってございます。こちらにつきましては、低所得者の保険料軽減分や保険者機能強化交付金などが国のほうから別途出ております。その辺りも充当財源になりますので、若干数字が変わってきているところでございます。また、第1号被保険者の状況といたしましては、令和4年度末現在の被保険者数が4万905人で、令和3年度末4万791人と比較いたしますと、114人、0.3パーセントの増となっております。資料のほうにはございませんが、要支援、要介護認定者数は令和4年度末現在で7,255人、令和43年度末現在ですと、6,996人、こちらと比較いたしますと、259人、3.7パーセントの増となっております。被保険者の増加とともに認定者数も増えている状況でございます。それに伴いまして介護給付費等の費用が伸びており、前年度から歳入歳出とも増額となっているような状況でございます。それでは、決算書のほうへ入ってよろしいでしょうか。決

算書の446、447ページを御覧いただきたいと思います。447ページ下段の一番左側、歳入合計であります収受済額は、百二十一億六千六百六十二万余円でございます。前年度比三億四千五百十万余円、2.9パーセントの増、収入率は99.3パーセントとなっております。つづきまして、448、449ページをお願いいたします。つぎに、歳出でございます。449ページ下段の一番左、歳出合計であります支出済額は119億3,463万余円、前年度比で二億五千六百五十七万余円、2.2パーセントの増でございます。執行率は、95パーセントとなっております。つぎに、450ページをお願いいたします。歳入歳出差引額は記載のとおり、2億2,698万7,524円で、全額を令和5年度に繰り越すため、今回の議案第69号として令和5年度介護保険特別会計補正予算を提出しているところでございます。つづきまして、452、453ページをお願いいたします。令和4年度介護保険保険事業勘定の歳入歳出決算事項別明細書につきまして主なものを御説明させていただきます。はじめに、歳入でございます。1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料の収入済額は、前年度比で0.5パーセント増の二十六億四千九百六十五万余円となっております。3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金につきましては、介護給付費の20パーセントを施設分につきましては15パーセントが交付されるもので、1節現年度分介護給付費負担金につきましては当初予算を上回ることが見込まれたことから、3月議会で増額補正を行っております。収入済額は、前年度比で4.1パーセントの増となっております。2項国庫補助金、1目調整交付金の1節現年度分調整交付金につきましては当初予算を下回ることが見込まれたことから、3月議会で減額補正をしておりますが、収入済額は前年度比で5.9パーセントの増となっております。454、455ページをお願いいたします。2目地域支援事業交付金、介護予防日常生活支援総合事業につきましては、介護予防日常生活支援総合事業の20パーセントが交付されるもので、ほぼ予算同額の収入済みとなっております。収入済額は、前年度比で4.4パーセントの増となっております。3目地域支援事業交付金、介護予防日常生活支援総合事業以外の地域支援事業につきましては、介護予防日常生活支援総合事業以外の地域支援事業の38.5パーセントが交付されるもので、ほぼ予算同額の収入額となっております。収入済額は、前年度比で14.8パーセントの増となっております。4目介護保険災害臨時特例補助金につきましては、福島原発事故により避難指示区域等から本市に避難されてる方の自己負担額の減免及び介護保険料減額分について国から交付されるもので、3月議会で増額補正をしております。456、457ページをお願いいたします。5目、1節保険者機能強化推進交付金につきましては、市町村が保険者としての機能役割を果たしているか、介護予防を推進しているかを国が評価した内容に応じて交付されるもので、3月議会で増額

補正をしております。収入済額は前年度比で3.3パーセントの増となっております。6目、1節介護保険保険者努力支援交付金につきましては市町村による介護予防健康づくり、高齢者の自立支援重度化防止等の取組を国が定める基準の評価結果に応じて交付されるもので、3月議会で減額補正をしておりますが、収入済額は前年度比で1.1パーセントの増となっております。8目、1節介護保険事業費補助金につきましては、令和4年10月からの介護報酬改定に伴うシステム改修を行うための経費について国から交付されたもので、3月議会で増額補正をしております。4款、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金につきましては40歳以上65歳未満の第2号被保険者の介護保険納付金に係る社会保険診療報酬支払基金からの交付金で、介護保険給付費の27パーセントが交付されるもので、1節現年度分介護給付費交付金につきましては当初予算を下回ることが見込まれたので、3月議会で減額補正をしておりますが、収入済額は、前年度比で0.2パーセントの増となっております。458、459ページをお願いいたします。地域支援事業支援交付金、1節現年度分地域支援事業支援交付金につきましては、介護予防日常生活支援総合事業費の27パーセントが交付されるもので、ほぼ予算同額の収入済額となっております。収入済額は、前年度比で2.8パーセントの増となっております。5款県支出金、1項県負担金、1目介護保険費介護給付費負担金、1節現年度分介護給付費負担金については介護給付費の12.5パーセント、施設分については17.5パーセントが県から交付されるもので、当初予算を上回ることが見込まれたことから、3月議会で増額補正をしております。収入済額は、前年度比で4.1パーセントの増となっております。2項県補助金、1目地域支援事業交付金、介護予防日常生活支援総合事業につきましては、介護予防日常生活支援総合事業費の12.5パーセントが交付されるもので、ほぼ予算同額の収入済額となっております。前年度比で2.9パーセントの増となっております。460、461ページをお願いいたします。2目地域支援事業交付金、介護予防日常生活支援総合事業以外の地域支援事業の1節現年度分、地域支援事業交付金につきましては、介護予防日常生活支援総合事業以外の地域支援事業費の19.25パーセントが交付されるもので、ほぼ予算同額の収入済額となっております。前年度比で14.8パーセントの増となっております。6款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金につきましては介護給付費準備基金の利子分で、3月議会で増額補正をしております。7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金、1節現年度分、介護給付費繰入金につきましては介護給付費の市の負担分12.5パーセントについて一般会計から繰り入れするもので、当初予算を下回ることが見込まれたことから、3月議会で減額補正をしておりますが、収入済額は前年度比で1.1パーセントの増となっております。462、463ページをお願いいたします。2目地域支援事業繰入

金、介護予防日常生活支援総合事業、1節現年度分地域支援事業繰入金につきましては介護予防日常生活支援総合事業費の市負担分12.5パーセントについて一般会計から繰入れするもので、当初予算を上回ることが見込まれたことから、3月議会で増額補正を行いました。なお、収入済額は前年度比で19パーセントの増となっております。3目地域支援事業繰入金、介護予防日常生活支援総合事業以外の地域支援事業、1節現年度分地域支援事業繰入金は、介護予防日常生活支援総合事業以外の地域支援事業費の市の負担分12.5パーセントについて一般会計から繰り入れするもので、収入済額は前年度比で14.2パーセントの増となっております。4目低所得者保険料軽減繰入金、1節現年度分、低所得者保険料軽減繰入金につきましては介護保険料、第1から第3段階の低所得者に対して介護保険料を軽減するもので、軽減額のうち国が2分の1、県と市がそれぞれ4分の1を負担するもので、国、県の負担金を一般会計で歳入し、市の負担分と合わせて繰り入れするもので、当初予算を上回ることが見込まれたことから、3月議会で増額補正をしております。収入済額は、前年度比で12パーセントの増となっております。464、465ページをお願いいたします。5目その他一般会計繰入金、1節職員給与費等繰入金につきましては、高齢福祉課職員のうち介護保険関係を担当する職員19名分の人件費で、12月に人事異動等に伴う増額補正を行っております。2項基金繰入金、1目、1節介護給付費準備基金繰入金につきましては、介護給付費の財源が不足した際に基金を取り崩して充当するものです。不足が見込まれたことから3月議会で増額補正を行いました。なお、保険料等で賄えたことから、1,500万円の取り崩しとなっております。8款、1項、1目、1節繰越金につきましては、令和3年度の介護保険料決算剰余金並びに国、県の補助金や支払基金交付金の超過分、更には一般会計からの繰入金の剰余金を令和4年度に精算するため、9月議会で増額補正を行ったものでございます。9款諸収入、2項雑入につきましては、466、467ページをお願いいたします。2目、1節返納金につきましては介護報酬の過払金の返還金でございまして、3月議会で増額補正を行っております。なお、収入未済額につきましては、引き続き返済するよう求めてまいります。歳入につきましては、以上でございます。つづきまして、468、469ページ。こちらは、歳出になります。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費につきましては、職員19人分の人件費、一般事務経費、介護保険事務処理システムの保守管理や電算業務委託料の経費が主なものでございます。3項、1目介護認定審査会費につきましては介護認定審査会に係る委員36人に対する報酬が主なもので、令和4年度につきましては170回の審査会を開催いたしました。470、471ページをお願いいたします。2目認定調査等費、1節報酬につきましては、介護認定調査等に係る会計年度任用職員7人分の

人件費でございます。11節役務費の備考欄、手数料につきましては、要介護認定の判定の資料となります主治医意見書の作成料の5,855件分が主なものでございます。12節委託料の要介護認定調査委託料につきましては、特別養護老人ホーム等施設に入所されている方や遠方の施設にいらっしゃる方の認定調査を指定居宅介護支援事業所等をお願いしております委託料でございます。472、473ページをお願いいたします。2款保険給付費でございます。介護保険サービス利用者に対する保険給付費でございます。執行率は、95.2パーセントで、介護保険特別会計の93.4パーセントを占めております。支出済額は、前年度比で一億二千五百五十七万余円、1.1パーセントの増となっております。1項介護サービス等諸費、1目介護居宅介護サービス給付費につきましては、要介護認定者が利用した居宅介護サービス費用を負担割合に応じてサービス提供事業所に支払ったもので、前年度比で4,341件増の9万3,888件、支出済額では九千六百五十四万余円、2.3パーセントの増となっております。3目施設介護サービス給付費につきましては要介護認定者が施設に入所して利用したサービス費用を負担割合に応じて施設サービス事業所に支払ったもので、前年度比で141件の減、1万4,000件でございますが、支出済額では1億5,678万余円、4.2パーセントの増となっております。474、475ページをお願いいたします。5目居宅介護福祉用具購入費につきましては、要介護認定者が入浴補助用具やポータブルトイレなどの福祉用具購入費を負担割合に応じて10万円を限度に償還払いしたものでございます。6目居宅介護住宅改修費につきましては、要介護認定者の方が手すりの取付けや段差解消などの住宅改修をした際に、負担割合に応じて20万円を限度に利用者に償還払いしたものでございます。7目居宅介護サービス計画給付費につきましては、要介護認定者が介護保険サービスを有する際のケアプランの作成費用を作成事業者に費支払ったもので、前年度比で1,444件の増、4万802件で、支出済額で、千九百二十五万余円、3.4パーセントの増となっております。9目地域密着型介護サービス給付費につきましては要介護認定者が利用したグループホームや認知症対応型デイサービスなどの地域密着サービス費用を負担割合に応じてサービス提供事業者を支払ったもので、前年度比で159件増の1万109件でございますが、支出済額では八千五百二十六万余円、5.6パーセントの増となっております。476、477ページをお願いいたします。2項介護予防サービス等諸費、1目介護予防サービス給付費につきましては、要支援1と2の方が利用した介護予防サービス費用を負担割合に応じてサービス提供事業所に支払ったもので、前年度比で42件増の5,709件でございます。支出済額では四百五十三万余円、4.4パーセントの減となっております。4目介護予防住宅改修費につきましては、478、479ページをお願いいたします。要支援1と2の方が手すりの

取付けや段差解消などの住宅改修をした際に、負担割合に応じて20万円を限度に利用者に償還払いしたものでございます。5目介護予防サービス計画給付費につきましては、要支援1と2の方が介護予防サービスを利用する際のケアプラン作成費用を作成事業者である地域包括支援センターに支払ったもので、前年度比で147件増の4,683件、支出済額では九十五万余円、4.5パーセントの増となっております。480、481ページをお願いいたします。3項その他の諸費、1目審査支払手数料につきましては、茨城県国民健康保険団体連合会が行っております事務所からの請求に関する審査及び事業所への支払手数料でございます。4項高額介護サービス費等、1目高額介護サービス費につきましては、介護保険サービス利用者の負担したサービス費が一定額を超えた場合に、額について償還払いをしたものでございます。5項高額医療合算介護サービス等費、1目高額医療合算介護サービスにつきましては、医療保険と介護保険を合わせた自己負担額が一定額を超えた場合に、その超えた額について償還払いをしたものでございます。482、483ページをお願いいたします。6項特定入所者介護サービス等費、1目特定入所者介護サービス費につきましては、要介護認定者のうち非課税世帯等の低所得者である施設利用者に対し居住費及び食費の自己負担分を軽減した費用でございます。484、485ページをお願いいたします。3款地域支援事業費、1項介護予防生活支援サービス事業費、1目介護予防生活支援サービス費、18節負担金補助金及び交付金の負担金につきましては、要支援の方又は総合事業対象者が利用した訪問型及び通所型サービス利用に係る費用を負担割合に応じてサービス提供事業所に支払ったもので、前年度比で651件増の8,391件、支出済額では千五百五十万余円、11.3パーセントの増となっております。2目介護予防ケアマネジメント事業費、19節負担金補助及び交付金の負担金につきましては日常生活支援総合事業の対象者がサービスを利用する際のケアプランの作成費について作成事業者を支払った費用で、3月議会で増額補正を行っておりますが、3月初めの支払い分に不足が生じたため、予備費を充当しております。前年度比で641件増の5,572件、支出済額では三百二十七万余円、14パーセントの増となっております。486、487ページをお願いいたします。2項、1目一般介護予防事業費につきましては、身体を動かす機能の向上や生きがい対応型デイサービス事業など、高齢者の方々がいつまでも元気で要介護状態にならないようにするための事業に要した費用です。488、489ページをお願いいたします。3項包括的支援事業、任意事業でございます。1目総合相談事業から3目包括的ケアマネジメント支援事業までは高齢者が介護保険サービスばかりでなく、様々な支援へとつなげられるように総合相談や支援を行うとともに、高齢者虐待対応を始めとして様々な職種による継続的支援体制を構築するため、地域包括支援センターや在宅介護支援センターへ委託を

して行う事業となります。4目任意事業につきましては、高齢者とその家族の支援のための事業を保険者が独自で実施しているもので、490、491ページをお願いいたします。主なものといたしましては、高齢者等配食サービス事業、こちら備考欄の2段目、認知症サポーター養成事業や見守りキーホルダー事業などを行っております。5目在宅医療介護連携推進事業費につきましては、多職種協働による在宅医療と介護を一体的に提供できる支援体制の構築、運営を図るための事業に要した費用でございます。6目生活支援体制整備事業費につきましては、地域住民を含めた多様な主体が連携し、高齢者の多様な日常生活上の支援体制の充実、強化を図るため、市全域及び中学校区での協議体の運営に要した費用でございます。7目認知症総合支援事業費につきましては、492、493ページをお願いいたします。認知症総合支援事業費の主な内容は、認知症初期集中支援チームの専門への謝礼と市内2か所でそれぞれそれぞれ月に1回開催している認知症カフェ運営に関する委託料となっております。8目地域包括支援センター費につきましては、地域包括支援センターうららに派遣しております保健師2人分の人件費、地域包括支援センター運営協議会開催等に係る経費となります。4款、1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金につきましては、令和3年度の介護保険料決算剰余金や基金の利息などを介護準備基金に積立てしたものでございます。494、495ページをお願いいたします。5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目、第1号被保険者保険料還付金につきましては介護保険料の過誤納還付金で、介護保険料につきましては前年の所得に応じて算定されるもので、被保険者が修正申告等をした場合には、介護保険料についても更正を行いますが、その額が減額となった際に、過誤納還付金として還付するものでございます。2目償還金につきましては令和3年度の国、県及び支払基金への介護給付費負担金の返還金で、9月議会におきまして増額補正をしたものでございます。2項繰出金、1目一般会計繰出金につきましては、先ほど御説明いたしました償還金と同様に、令和3年度一般会計から繰り入れた介護給付費等について実績額が確定したことから、超過受入分について市の一般会計に返還したものでございます。歳出につきましては、以上でございます。つづきまして、516ページをお願いいたします。516ページの下段の方になりまして、実質収支に関する調書でございます。下段の介護保険事業勘定2の実施収支につきましては歳入総額が121億6,162万6,000円、歳出総額が119億3,463万8,000円で、歳入歳出差引額は2億2,698万8,000円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実施収支額は2億2,698万8,000円となります。

○矢口委員長 それでは、この件につきまして質疑ございますでしょうか。一つ私からお伺いさせていただきます。認知症総合支援事業費の中に、認知症カフェの件が出てきましたが、運営状況を少しお話いただけますでしょうか。

○刈山高齢福祉課長 認知症カフェにつきましては、ふれあい茶屋という名目で2か所、ふれあい茶屋おらが里というところと、ふれあい茶屋さくらということで二つ開催しております。おらが里の方が新治の総合福祉センター内で毎月第1水曜日、午後1時から2時までということで、昨年の参加者が129人で行いました。さくらのほうが市役所2階の男女研修室で、毎月第3月曜日、午後2時から3時半までということで、昨年度の参加人数が143人ということでございます。認知症の方のいわゆる社会衛生の維持、介護者の情報共有の場などに活用するため認知症のカフェを2か所で委託して開催しているものでございます。

○矢口委員長 もう一つ伺ってもよろしいでしょうか。最初にいただいたこの説明資料の中で、負担割合の表のページになります。年齢別40から64まで、65歳以上と、それぞれ負担割合が決まっているということで、人口構成が変わってきた時にこの負担割合がずれてくると思うので、その調整というのはどのような感じでやるのでしょうか。

○刈山高齢福祉課長 こちらにつきましては、委員長おっしゃるとおり、人口構成で変わってきますので、介護保険の事業計画を3年間のスパンでやっているのですが、その時に大体65歳以上の方の状況からしますと、大体1パーセントずつ上がって、40から64歳の方の割合が1パーセントずつ減っていくというような状況でございます。今年度に介護保険事業計画を作っておりますので、来年度の保険料につきましては、当然65歳以上の方の負担割合が大きくなります。その分人口も増えますが、全体的には増えていくのかなと考えております。

○勝田委員 高齢者配食サービスについて伺います。どのぐらいの方が、どのぐらいの頻度で利用されているのか、分かれば教えてください。

○刈山高齢福祉課長 令和4年度の実績でございます。令和4年度の末現在で登録者が125人、年間配食数としましては3万5,595食でございます。月平均にしますと、125人分ということでございます。

○矢口委員長 ほかにございますか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 では、盛り込みたい指摘事項等ありますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 当然ですけれど、これは年々予算的には厳しくなってきますか。

○刈山高齢福祉課長　そういうことになります。こちらは一応3年に一度見直しで、保険でも当然見直しでございまして、こちらのほうについては当然給付人口も高齢者人口も増えますので、その分保険税だけは増やしました。保険料は増えますけれども、先ほど一番最初に言わせていただきましたように、被保険者114人の0.3パーセント増なのですが、要介護認定者については259人、3.7パーセント増ということでございますので、どちらかという認定を受ける方がやはり増えているということになりますと、その保険の負担分というのも当然増えていくというふうなことは見込みとしては上がっております。その分、一応介護予防事業ですとか、そういうことを頑張って認知症にならない。認知症になっても、介護度が低いままにいていただければ、その費用は少しは抑えられるかなとは思いますが、なかなかこれは難しいところでございますので、当然全体的な費用は増えていくというようなことが予測されます。

○矢口委員長　ということで、指摘するといいますか、お願いする部分としては先ほどの国保と一緒に、予防の部分頑張って欲しいというところで、一般介護予防事業費の中でいくつか、介護予防アウトリーチ事業委託料やシルバーリハビリ、これは身近にやっていらっしゃるんですが、こういった事業にもっと力を入れてくださいということを指摘事項にさせてもらうことでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という声あり）

○矢口委員長　ほかにはございませんか。

（「なし」という声あり）

○矢口委員長　なしということで、それでは、賛否を確認させていただきたいと思えます。この決算について賛成の方は挙手を願います。

（6名挙手）

○矢口委員長　全員賛成です。よって、認定第1号は原案どおり決しました。ほかに委員の皆様から何かありますか。

○平岡委員　教えていただきたいのですが、私の知り合いの女性が居酒屋を営んでいるのですが、収入が安定してないので、国民健康保険料が払えない。だから、なるべく虫歯にもならないように、病気にもならないように気をつけているんですという方がいらっしゃるんです。こういう方は、国民健康保険料の納付の減免などというのは、できないものなのですか。

○刈山高齢福祉課長　元々保険税の算出は所得割という部分がありまして、その方の所得金額に応じて所得割が掛かるものですから、本当に実際に所得がないという部分であれば、その所得割の部分は掛かりませんし、かつ低所得者の方に関しては先ほどお話ししたように軽減がございまして、ちょっと分かりかねますが、低いのであれば

多分保険税もかなり低いと思われます。また、納付に関しましては、納税課のほうで分納などの相談を承っておりますので、そういったところも御相談いただけたらと思います。

○平岡委員 今本当に日本国内で若い方が低所得者で健康保険料が払えなくてという、そういう方への案内というのが、多分すぐその方が情報を自分からとろうとしないという部分もあるのかもしれませんが、啓発というのが足りていないのかなというのも最近考えています。それは土浦のことではなくて全体的な問題として、本当に健康保険証を持っていないという方が結構いらっしゃるようなので、本当に皆で活動していかなければならないというふうに思っております。

○矢口委員長 ほかによろしいでしょうか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 改めて分科会の委員長報告に盛り込むべき事項はほかになかったということよろしいでしょうか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 それでは、以上で予算決算委員会文教厚生分科会を閉会いたします。